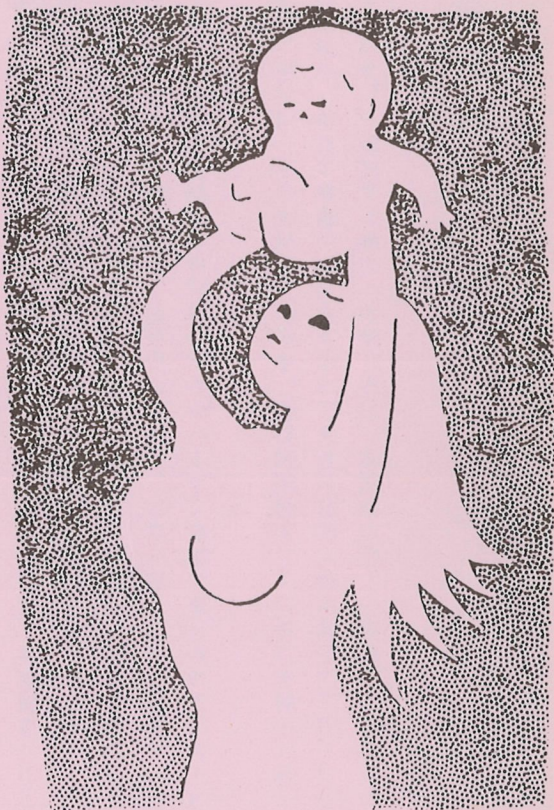


# 前進する婦人

—特集 真の男女平等をめざして—

- 国際婦人年中間年と私たち
- 北海道の婦人の実態 など



14

1981. 3. 8

札幌婦人問題研究会

## 第 14 号 発刊によせて

今年も国際婦人デーがやってきました。「前進する婦人」の創刊号は、国際婦人デーの特集を組み三月八日に向けて発刊されました。それがいつの間にか、会員の移動や多忙さも加わり七月の母親大会に向けて刊行されるようになりました。前13号（一九七九年七月）から約一年半を経て、14号を、再び国際婦人デーの日に皆様にお渡ししたいと思います。

おりしも、今年の国際婦人デーは、昨年の国際婦人年中間年のコペンハーゲン会議で署名された「婦人に対するあらゆる差別撤廃条約」と後半期行動プログラムを掲さえて、世界中の婦人が、より一段と進展した輝やかしい未来のある運動に取り組まんとする中で開催されます。しかし国内をみても、公選法改悪の動き、軍事予算の増大、竹田元統幕議長の徴兵制に関する発言等、自由や平等を抑圧するキナ臭いにおいが強まっています。その中で、「女の人は戦争はいやだってもっと強くいわなくちゃ」と言われた市川房枝さんが亡くなられました。半世紀をかけて婦人の地位向上と戦後は政界浄化のために、ひたむきに斗ってこられた姿は、「稀有の人」という表現があてはまりましょう。私たち一人一人の力は、市川さんには及ばないけれど、力を合わせて、その志を守り発展していかなければ、と改めて身を引きしめる思いです。御冥福を祈ります。

一九八一年三月八日

札幌婦人問題研究会

# る 婦 人

## 目 次

第14号発刊によせて .....	1
<b>I 特集—真の男女平等をめざして—</b> .....	4
1. 「婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」について .....	4
..... 布施 晶 子	
2. 「男女平等」と平和 .....	11
..... 佐 藤 節 子	
3. 国際婦人年と婦人実態調査 .....	
—「百万都市の婦人」にみる札幌市の婦人像 .....	24
..... 立 木 あ や	
4. 自治体のたたかい .....	
—小樽市における男女平等のたたかい .....	40
..... 琴 坂 禎 子	
5. 「生きていた結婚退職制」 .....	45
..... 猪 狩 康 代	
6. 婦人労働者のたたかいの前進 .....	47
—この1年の勝利の記録 .....	
<b>II 特別寄稿</b> .....	49
両ドイツで出版された「国際婦人デー史」の紹介 .....	
..... 伊 藤 セ ツ	49
<b>III 北海道の婦人の実態</b> .....	58
1. 見聞記 —北海道へ出稼ぎする婦人たち .....	
..... 岸 伸 子	58
2. 北大女子大学院生実態調査中間報告 .....	
..... 北大女子院生の会	69

IV 資 料

1. 「婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」 ..... 72

V 文 献 紹 介

1. 女性史に関する文献 ..... 林 恒 子 80  
2. 婦人問題に関する文献 ..... 加 藤 喜久子 87

VI 「前進する婦人」バックナンバーの紹介

- あ と が き ..... 96

一、「婦人に対するあらゆる形態の

差別撤廃条約」について

布施 晶子

一、はじめに

覚えていらっしゃいますか。一九六七年の「婦人に対する差別撤廃宣言」の第一条、「男子との権利の平等を實際上、否定又は制限する婦人に対する差別は、基本的に不正であり、人間の尊厳に対する侵犯である」という言葉を。あれから一〇年余、地道に、ひたむきに続けられてきた世界各国の婦人の運動の成果が積み重ねられて、一九七九年末、国連採択の「婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」として結実しました。

私たちは、いま、この「条約」の批准と、国内で策定にむけての作業が続けられている「男女平等法」を、言葉の正しい意味での「平等」法として確立させること、

そして「労基法」改悪阻止の三本柱の運動の目標を定め、国際的にも国内的にもより多くの人々と手をつないで連

帯のきずなをつよめつつ努力すべき正念場にいるといえましょう。

法律や条約では現実のひとつもかわらないという人もいるかと思えます。しかし、たとえば結婚退職制や差別定年制とたたかってきた人々をみて下さい。思想差別とたたかってきた人々をふりかえて下さい。何億もの差別賃金を支払わせた銀行に働く婦人たちの運動をふりかえて下さい。それらの運動がその頭上に高くかかげ、たたかひの抛りどころとしたのは現行憲法であり、現行労基法です。条約や法のもつ意味は限りなく重く重く思えます。法や条約にもられた精神はより重く重く思えます。

二、「条約」にみる四つの画期的な内容

ところで、この「婦人に対するあらゆる形態の差別撤

「廃条約」ですが、次の四点において画期的な内容を含むと考えます。

第一に、婦人に対する差別とは何かを明確にし、差別撤廃のために必要な措置をあきらかにするとともに、差別行為に対する罰則を含む適切な立法を義務づけた点です。第一部一条、差別の定義をみて下さい。「政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他あらゆる分野において、婚姻上の地位にかかわらず、男女平等を基礎として、婦人が人権と基本的自由を承認され、それらを享受、行使することをさまざまに、または無効にする効果や目的をもつ、性にもとづくすべての差別、排除、または制限を意味する」。この定義を前に、私は「差別」とは無関係と胸をはることができる男性と女性がどれほどいることでしょうか。皆無といっても言いすぎではないと思います。労働の場、家庭、教育の場、マスコミそして私たちの内なる精神に、ときにはあからさまに、ときにはひそやかに息づく「差別」を何びとも否定できないと思います。女性がひたすらなる被差別者といいきれるでしょうか。決してそうとはいいきれないと考えます。「差別」や「不平等」を理由に、自分の人生の行方を自ら狭

く、また閉ざしたものにしてみよう、そうした生きざまのなかには、差別にあぐらをかいたとのそしりをまぬがれないものもあるかと思っております。

第二に、婦人に対するあらゆる差別の撤廃は、国際平和の実現、民族間の差別撤廃と不可分であることをはっきりとうちだした点です。言いかえれば、民族差別と性差別は、差別の根源のところで同一の根をもつこと、さらに平和なくして平等なしという真理を明確にしたということです。「人種差別、新旧植民地主義の廃止、世界平和、軍縮、特に核兵器の廃絶と民族自決の実現——のもとの公平と正義にもとづく新国際経済秩序の確立、貧困の克服が、男女平等の促進に重要な貢献をなすこと」という序文は、反ファシズム人権思想につらぬかれるものと考えます。

第三に、子どもの養育は、家庭と社会の共同責任であることをはっきりさせ、しかも、この家庭というのは、母親のみではなく、父親と母親の両親をさすこと、いや女性のみならず男性の役割のみなおしが必要であり、男女双方の固定的な役割のみなおしが必要であることを明確にうちだした点です。「子どもの養育は、男女と社

会全体の共同責任であること」「社会と家庭での婦人の役割と同様に、男性の伝統的役割の変革は、男女の完全な平等を達成するうえで必要とされること」という序文は限りなく新鮮で、婦人の社会的位置づけのドラスチックな変容を示すものといえましょう。

第四に、教育における男女同一課程履修の義務づけ、それを前提とする婦人の労働権の明確化、労働の場において、出産機能の保全を含む健康の保護と安全への権利が保障されねばならず、それが差別の理由となってはならないことをはっきりとうちだした点です。「同一の教育課程、同一の試験、同一水準の資格をもつ教職員、同質の学校施設と設備への平等な機会」「教育のあらゆるレベルとあらゆる形態における男女の役割の固定概念の除去。この目的を達成するのに助けとなる男女共学その他の教育の促進、とくに教科書、学校計画の改正と教授法の適用」「雇用の選択に際して、同一の基準の適用をふくむ、同一の雇用機会を得る権利」といった第三部第一〇条から第一六条の記述をまえに頭を抱える国の対応がうかびあがります。

### 三、「条約」の批准のためには

何故に国が頭を抱えるかといいますと、国際的な世論の高まりからいって、いつまでも批准をしないでがんばるか覚束ないし、かといって批准を決意するには少なくとも次の三点について国内法を改正しなければならぬということがあきらかであるためです。

第一に教育の面です。少なくとも中高の家庭科が男女別修であること、教科書の内容に固定的な男女の役割分担を肯定する描写が多々あることは周知のことですが、この二点の改革なしには批准の内実が問われることになります。

第二に雇用の面です。現在、労基法には賃金についての規定があるのみで、雇用についての男女差別を禁止する規定がないことは良く知られているとおりです。たとえば、男女同一労働同一賃金の規程があっても、それは職務・職能給の導入をテコに巧妙に骨ぬきされている現実があること、さらに規程のない雇用については、採用のときから女子の欠員不補充、臨時、パート雇用の原則が貫徹かれ、よしんば門戸をくぐりえても昇進昇格で大きく差別され、さらに差別定年制で出口まで異なる等、ま

さに低賃金不安定な働き手としての雇用が定着している現実をふまえるとき、先にあげた第三部第一〇条く第一六条の規程はこれと相反することはあきらかです。不安定雇用者としてのメリットを最大限に活かして婦人労働者を雇用している企業側の恩感を考えると簡単に雇用における平等をうちだすこと、ましておや罰則つきでうちだすこともできず、かといってそれをうちださないことには批准もできずという状況かと思えます。

第三に国籍法の問題があります。日本の国籍法は父系優先で、父親が不明の場合、日本人の母親とくらす子どもは無国籍児として取りあつかわれるという単系システムをとっています。これでは第一六条d項「婚姻上の地位にかかわらず、子どもに関連する事項について、両親として同一の権利および義務。あらゆる場合において、子どもの利益は最高のものとする」という条約のさしめすところとは程遠いといわれても致し方ありません。双系にかえて、子どもが両親いずれかの国籍を選択しうるかたちへの改正が必要となるわけです。三点のなかでは一番とりくみが早い改正となりそうです。

#### 四、「条約」と「男女平等法」

ところで、一九七五年の国際婦人年を契機に、とりわけ国際婦人年国内行動計画の一貫にもくみこまれるかたちで、「男女平等法」の制定にむけての動きがみられることはマスコミ等に報じられるとおりです。当然に教育や雇用等における男女平等への道すじもこの平等法のかに一定程度示されるものと思えます。問題は、婦人に対するあらゆる差別的撤廃と男女平等の確立という、人間の歴史の進歩を示す動きのなかで、しかし留意しなければならぬ点のひとつあるということです。それは、とりわけて母性保護とのかかわりにおいて、平等のためには保護を捨てよという意向がきわめてあからさまにうちだされつつあるという事実です。一九七八年に労基法研究会が労相にあげた答申にみる限り、従来の労基法にみる母性保護の権利は二分され、直接妊娠出産に関連すると定義する、産前・産後の休暇や育児時間、通院休暇等については日数の延長等の配慮をするが、労働時間における規制や深夜業、危険有害物業務等への女子の就業の禁止、そして生理時の休暇等は間接保護であり、これは法的根拠がないから撤廃するという方向をはっきりと



提示しています。一九六〇年代から七〇年代にかけての高度経済成長下において、母親よ家庭へ帰れの一大キャンペーンのもと、学卒―就労―結婚・出産退職―中高年で臨時・パートとして再就職という「期待される婦人の生き方」が定着したことは今更いうまでもありません。いまや、低成長段階における能力主義、業績主義の横行のもと、男女平等にむけての国際的潮流を無視しえぬという条件をもふまえるとき、女といえども使えるものは使おう、しかし平等のためには保護や甘えを捨てよという姿勢へ変わってきました。たとえば人事院は七九年三月、航空管制官に女子を採用しましたが、これは人事院規程を改訂して深夜業従事OKにかえてからの採用です。また八〇年十一月には女子公務員保護規程みなおしの研究会を発足させました。このように、じわじわと多くの職種において平等か保護かをせまったあげく保護の返上をせまる動きが出てきております。労働組合員のなかにも、「男女が等しく平等なら等しく働くのが当然で、保護などとは図々しい」という意見がないとはいえない現実もあります。

母性という特殊機能をもってこの世に存在する女性は、

生理から更年期まで、母性にかかわる一切の生理的機能を保護されてはじめて男子と平等のスタートラインにつけるといふ事実をふまえるとき、保護ぬき平等論、機械的男女平等論はまさしく男女差別のあらたな段階への突入を示すものといえましょう。「婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」が批准され、「男女平等法」も確立されたが「労基法」は「改正」され、婦人労働者は深夜も男子と同様に危険有害業務にも従事というのでは、「平等」という名のもとに「母性保護」という実を捨てたことになりかねないわけで、最初にのべたように、三本柱の運動の目標のどれひとつを欠いても言葉の正しい意味での男女平等は獲得しえぬことを心に銘じねばならないと思います。

##### 五、「条約」の早期批准をめざして

国連で採択されたからといって、批准がすまなければ法的効力はないわけで、私たちは一日も早く、この、男女の平等にむけてすぐれた進歩と革新の道すじを示す「条約」を批准させるために、国会の内外で力を結集して運動しなければなりません。一九六六年に国連で採択さ

れた「国際人權規約」の批准がのばしにのばされて、一九七九年の六月にようやく批准した歴史的経過をふまえるとき、油断も安心も禁物です。世論のもりあがりをおかしつつ、なんとか批准を遅らせたいという政府の心づもりでしょうが、国民の声の高まりをまったく無視することはできないわけで、一に私たちの姿勢が問われているともいえます。

この「条約」は一朝一夕に作られたものではありません。はじめに「宣言」から一〇余年とかきましたが、この「条約」にもられた精神は、フランス革命の時代から、心ある女性たちがあるときはひそやかに、そしてあるときは声高らかに、主張してきたものといえます。戦後の国連における動きに限ってみても、一九四五年の「国連憲章」において男女同権がうたわれ、翌四六年には国連婦人の地位委員会を設置、婦人の地位に関する調査研究に基づく報告と勧告、条約案の起草をもってその仕事とすることがきめられています。四八年の「世界人權宣言」において「人間の尊厳と人權の承認が世界の平和と正義の基礎であること」を確認、この内容を発展させた法的拘束力をもつ条約として「国際人權規約」を採択

(一九六六) しますが、このなかには「世界人權宣言」の精神が脈うち、さらにとりわけ民族自決権の尊重、戦争宣伝の法律による禁止、そして男女の全面的な平等の保障が強調されています。こうした経過をへて一九六七年の「宣言」の採択にいたったわけです。七二年総会では、七五年を国際婦人年とすることを決議、七五年、メキシコにおいて、あの歴史的な世界大会を開催、「メキシコ宣言」および「国際婦人年世界行動計画」をとおして世界の各国に「国内行動計画」の策定と実施をよびかけるにいたしました。ついで七九年、「六七宣言」の内容を發展させ、法的拘束力をもたせた「条約」を採択、二〇カ国が批准した段階で発効することをきめております。八〇年の国連婦人の十年中間年世界会議(コペンハーゲン)において、「条約」署名式がおこなわれ、七五ヶ国による署名がおこなわれたこと、署名の是非をめぐって最後までもめた日本も、国内外の世論におされて、とうとう署名にふみきったことも報じられたとおりです。このようにみでくと、まさに歴史は動いているという思いがひしひしと伝わってきます。八方ふさがりに思える諸問題をかかえる昨今ですが、こと婦人運動に関する

る限り、国際的な連帯の支えにしっかりと抱きとめられて、歩一步と眞の男女平等の道すがら模索されつつある歴史のあゆみをとめることはできないという確信がわいてきます。

先日、なくなられた市川房枝さんが、知人にあてた今年の年賀状には、「条約」の早期批准をめざしてがんばる年とあったとききました。九〇年近い人生の大半を婦選運動をはじめとする婦人運動に捧げてひたむきに生きぬいた市川さんの、その運動の原点には、幼いころ、横暴な父親にあらがうこともせず、ひたすらに子どもたちのためにと耐える母親の悲しい姿への同情と疑問とそして怒りがあったことはよく知られることです。自らを「だいのこの花」と称し、地味で地道な日常活動を大事にし、書齋に閉じこもって言いたいことを言う評論家を嫌い、つねに身体をはって運動の第一線に立ってきた市川さんにとって、この「条約の批准」は、まさに九〇年近い人生の掉尾を飾るにふさわしい歴史的幕明けと映じていたのではないかと想像します。

いま一度、「宣言」の第一条をふりかえてみましょう

う。「男子との権利の平等を實際上、否定又は制限する婦人に対する差別は、基本的に不正であり、人間の尊厳に対する侵犯である」。面を太陽にむけ、胸をはって、こうした宣言を口に出せることの歴史的な重みを胸に抱きとめ、一日も早い批准にむけて力をあわせて行きたいと思えます。

(本稿は、一九八一年一月二四日、洞爺湖温泉で開催された第五回北海道学習交流集会の第六分科会での問題提起の一部を加筆したものです)

## 二、「男女平等」と平和

佐藤節子

### 一、はじめに

一九七五年の国際婦人年は、「男女平等」や「婦人の地位向上」など婦人問題への社会的関心を高める契機となり、国会でも、史上初の婦人問題集中審議がおこなわれました。

それから五年経た八〇年の「中間年会議」では「婦人に対するあらゆる差別撤廃条約」の署名式がおこなわれ（国連での採択は七九年十二月）、自治体や民間企業でも、「地位向上」をとりあげざるを得ない、またマスコミでも、ひやかし半分の報道ではない報道をするようになるなど、ようやく「男女平等」が市民権をもちはじめ、てきたように思えます。

婦人が選挙権を得てから三十年以上たっていることを思えば、何と腰の重い！また何と道のりの長かったことか！と思わざるをえません、それでもここまで到達したこと自体、これまでの（明治以来の）婦人たちの長い

長いたたかひの成果であり、このことにまず確信とよろこびをおぼえます。

法的に平等をかちとった時、実質的不平等はより鋭くあらわれる、といわれていますが、まさに、現在はそのことば通り、不平等や男女差別問題が鋭くふき出し、その是正と根本原因に迫る婦人たちの運動が、小さなものから大規模なものまで、全国的なうねりになります。

国連決議によって、婦人の地位向上、男女平等が各国共通の課題となったことは、婦人たちの「平等」を求める運動にそれが権利であり、正義なのだという合理的根拠を与えたにとどまらず、大きな精神的はげましと誇りも与えました。

国際世論が婦人解放に味方する中で、わが日本の政府、財界は、より巧妙に、老かいに、差別支配を続けるための抵抗——思想動員やマヌーバー的法律改正などで——

をおこなうことでしようが、それでもその本音や思惑はどうあれ、もはや、表だっては「地位向上」や「平等」に反対とは叫べない状況に追いこまれてもいるのです。

これら有利な条件を百パーセント生かして、これまでの諸先輩の血と汗と涙をしっかりとうけとめ、うけ継ぎ、いっそう発展させていく宿題が現在の私たちには課せられている、といってもよいでしょう。

## 二、いま「平等」を阻んでいるものは

婦人のある意識調査によれば「職場」や「社会通念・風潮」において「不平等」だと感じている人がともに四割づつ、計八割を占めています。(一九八〇年東京都発行「婦人問題Q & A」より)

この不平等をつくり出しているものは何なのでしょ

か。  
もともと男女差別は私有財産の発生に伴う階級分裂――階級支配によってつくり出されたもので、社会的差別の中のひとつです。

生産形態の発展(牧畜↓金属加工↓畑作)は生産力を高め、富を増大させましたが、その富(私有財産)は肉

体的に強い男性に所有権がうつり、男性の中でも弱者は強者の支配下に入って階級社会が生れました。(奴隷制社会)富の所有者たる男性は、それを確かなわが子につたえるため女性に対してのみ貞操を要求する一夫一婦制の家族形態へと移行し、それはまた男性による女性支配のはじまりでした。この「階級支配」に社会的不平等と、男女差別の根源があるのですが、現在では、いっそう強大な権力と複雑な社会関係がからみあっています。

第一には自民党政府による攻撃で、国会で多数を得た鈴木内閣は軍事大国化の道を急ぎ、アメリカの「力の政策」に追随してますます軍備増強路線をひた走っています。

軍備の増強は当然にも生活・福祉・教育予算への圧迫となってはね返り、大増税、公共料金、諸物価値上げ、福祉切りすてをもちます。減量経営や質上げ抑制では、まっさきに婦人が狙われ、その他若年定年制や、結婚、出産退職など、母性保護を逆手にとった攻撃、その上、苦しい家計を助けようと思えば、パート・臨時・内職という最も無権利な仕事しかなく、福祉切りすてのしわよせは、ほとんどが婦人の肩にかかっています。

す。こうした政策が大多数の国民の願いと相入れないものであるだけに、それは必ず民主的諸権利の抑圧、思想攻撃とセットになって国民生活をおびやかすことになり得ます。

即ち、「公選法」改悪、民主教育への介入、「労基法」改悪、「刑法」改悪などなど。

第二には労働組合の右傾化の問題があります。労働者の生活と権利を守るべき労働組合が、資本と権力の抱きこみにあい、わずかの「おこぼれ」に目がくらんでずると自ら右傾化し、まんまと資本の側の策略にはめ込まれていっています。

これでは婦人の権利や要求はもろろんのこと、労働者全体の利益も守れないことは明らかです。

第三には「社会通念」という名の圧力です。いわゆる「女性の世界的敗北」以来、支配の側からつくられてきた「社会通念」は、役割分担に代表されるように、婦人の活動範囲や、社会的役割を限定し、能力の発揮を抑えこむだけでなく、法律の運用に至るまで顔を出し、日常の権利行使さえ「社会通念」によって奪われる結果を生んでいます。

例えば、婦人を世帯主として認めない（本号、琴坂論文参照）とか、自宅通勤を条件にするとか、夫婦別居配転をして妻を辞めさせるように仕向けるとか数多くあります。

このように、平等を阻み、地位向上を妨げているものが、政治的・社会的支配機構に根ざしている以上、私たちは単なる女権論的運動ではなく、政治や社会のしくみを変えていく事業の一環としてとりくまなければ真の平等、真の地位向上をかちとることはできないでしょう。

### 三、はたらく婦人の実情

今日、日本のはたらく婦人は二千万人をこえ、そのうち雇われて働く人だけで一、三一〇万人。その中で既婚者は六六・九％（79年）に達し、一九五五年の三五・三％の二倍近く、三人に二人は既婚者となっています。

またかつての若年労働者中心の構成から三十五才以上の婦人が過半数（一九七九年、五二・七％）を占めるという年金構成に変化してきています。

このことは結婚・出産でいったん家庭に入る人がまだまだ多いとはいえ、働きつづける婦人の量的増大と勤続

年数の上昇という「頼もしい」一面と、増えるのは臨時やパートばかり、したがって組織率の低下（表1）をもたらすとともに不安定な無権利労働者の増大という「心配な」一面ももっています。

(表1)

婦人労働者組織率	
1970年	29.4%
1973	27.5
1974	29.1
1975	29.0
1976	28.3
1977	26.8
1978	25.8
1979	25.5

(表2)

新規就職者の学歴		
	1960年	1979年
中学卒	54.4%	5.6%
高校卒	42.1%	61.3%
短大卒	1.7%	21.9%
大学卒	1.8%	11.2%

さらに最近の特徴のひとつに婦人の高学歴化があります。(表2)

短大卒以上の婦人だけでも雇用者数に占める割合は、一九六八年の七・八%から一九七九年には一六・七%と二倍以上にふえています。

しかし、それにふさわしい処遇や待遇をうけるところまでいっていないところに問題があります。(表3)

(表3) 各国の管理職、専門・技術職での女性の比率

	カナダ (1979年)	アメリカ (78)	西 独 (78)	スウェーデン (78)	メキシコ (77)	日 本 (79)
行政 管理 職	24%	24	16	14	20	5
専 門 ・ 技 術 職	50%	44	40	51	43	49

(表4) 各国の男女賃金格差

	イギリス	西 独	フランス	デンマーク	オーストリア	スイス	日 本
1965	59.5	68.1	83.1	71.3	71.9	61.9	47.8
76	71.4	72.4	86.4	84.2	95.5	66.9	56.1
78	73.5	72.9	86.9	84.8	93.9	65.3	(79年) 54.9

賃金においても、各国との比較をみれば日本の婦人の地位は一目りょう然です。(表4)

では、どうしてこのような実情におかれているのでしょうか。

ひとつには婦人労働者の配置の片よりがあります。

産業別ではサービス業、製造業、卸・小売業に七九・九%即ち約八割が集中し、最も安定していると思われる公務が二・七%です。

職種別では事務従業者、技能工・生産工程作業者、サービス従事者、販売従事者で八〇・二%を占め、しかも小規模事業所に多く働いています。これらは景気の変動の影響を最も敏感にうける分野であり、熟練や専門性をそれ程求められるところではないだけに、常に安い労働力との入れ替えがおこなわれやすく、流動性が高い。しかも未組織部分が圧倒的に多いので、婦人労働者の量的増大に比例してその地位向上や待遇改善の動きが活発化する、という仕掛けにはなりにくい状況にあります。

ふたつには、「補助」「銚後」扱いの位置づけです。婦人の活用について「補助的分野で」という企業が四〇%で最も多いのをみても資本の婦人に対する態度がわか

ります。

しかも婦人の「特性」、「母性」をその理由として、腰かけのとか、結婚までとか、よく休む、など、効率の悪い労働力だから、「補助」で当り前として低賃金労働者の地位にとどめおこうとしています。即ち、能力を生かしたり、母性保護や保育所など、働らきつづける条件はととのえずに生命を生み出す母性までが、搾取と分断の道具にされているのです。

加えて先にのべた「平等を阻む」政治状況と思想、風土が根強くとりまっています。これらをとり除いていく斗いは、ひとり婦人だけのものではありません。なぜなら婦人に対する差別は、「権利平等および人間の尊厳尊重の原則を侵害」している(「あらゆる差別撤廃条約」前文)からにはかならず、国民全体の諸権利の前進・能力の開花・生活向上など民主主義の発展にとってもこの問題をさけて通ることはできないからです。

#### 四、「差別撤廃条約」と平等・平和

一九七九年の十二月、国連総会で採択された「婦人に対するあらゆる差別撤廃条約」は、六七年の「婦人に対



する差別撤廃宣言」そして七五年国際婦人年の「メキシコ宣言」「世界行動計画」をひきつぎながら、もう一歩すすめて、男女平等の実現をさまたげている政治的社会的原因をすどく指摘し、なかでも帝国主義による外国主権の侵害、新旧植民主義、人種差別等を根絶することが「男女の権利を完全に享受するうえで欠くことのできないもの」であると強調（前文）し、軍縮とくに核軍縮各国間の平等・互恵の関係、民族自決と独立の権利など、平和の実現が「男女間の完全な平等の達成に寄与する」（前文）とうたい、「国の十分、かつ完全な発展と世界の福祉と平和の事業は男性と平等な条件で婦人があらゆる分野に最大限に参加することを必要としている」（前文）とのべています。

国際婦人年の中心テーマは「平等・発展・平和」であり、コペンハーゲンで開かれた「中間年会議」でも「差別撤廃条約」でも、この三大原則は不動であり、行動の基盤であることを確認しています。

発達した国々においても、発展途上の国々においても「平和なしに女性の解放も進歩も幸せもない」ことが今や共通認識となりました。

先進資本主義国では不況、失業、低賃金、物価高、重税が婦人を苦しめています。

自党内閣がおしすすめている軍備増強、軍事大国化路線がまさにこれであり、いま全国的な国民運動としてひろがっている「軍事費けずって生活、施設、教育の充実を！」はこうした動きに対するき然たる闘いのひとつであるといえましょう。

発展途上国においては、外国の支配と干渉、資源のりやく奪によって飢えや病氣、苛酷な労働、道徳的退廃など婦人が最も危機のしわ寄せをうけています。

そして何よりも戦争が殺りくと破壊そのものであり、人間の尊厳と社会の建設・進歩に敵対する犯罪です。

他国への侵略や干渉は、自国の国民への思想的抑圧、民主的運動への弾圧なしには為し得ないし、ファシズムが人間の精神をどんなに荒廃させ、狂気にかりたて、最後には国土まで廃虚にしてしまうかは、三十数年前の記憶をよびもどすだけで十分でしょう。

かつて定時制高校で教鞭をとっていたとき、一人の女の子がいました。「いくら家庭の幸せを守ろうと努力しても、戦争なんか始まったらパーね、インドシナ半島

みてごらん」と。

それから面白い論議が活発化したのですが、どんな小さな幸せも一人では守れない。平和に安心して、くらせる社会の建設と不可分なのだ、ということが、生徒たちの討議の中で発展していきました。

男女平等、地位向上の課題は、平和で民主的な、搾取と抑圧のない社会をつくる事業の中に位置づけてこそ生きてくるし、同時に、平等を実現させ、地位向上を勝ちとっていく運動やたかいたかいそのものが、平和で民主的な社会を準備していくことにつながっていくと思えます。

「差別撤廃条約」を武器に、ひとつひとつ身のまわりの不平等から出発し、やがて進歩と革新をめざす世界史の大きな流れの中に合流させていきたいものです。

(八〇年一月道大教組婦人集会でおこなった講演に若干加筆したものです)

## 「差別撤廃」をめぐるうごきについて

—中間年に向けての国内・道内のうごきについて—

佐藤節子

昨年から今年にかけての中間年に向けてのいくつかの動きをみると次のようになります。

政党では、共産党が昨年六月「雇用における男女平等の機会・権利の保障に関する法律」（仮称）と「母性保護拡充のための労働基準法の一部改正」の二提案を発表、社会党・民社党も公明党も「男女雇用平等法」を相ついで提案、発表しています。

国会では今年三月二十九日には参院で婦人問題集中審議がおこなわれ（衆院は自民の反対で実現せず）ましたが、これは共産党の強い要求と、超党派の婦人国會議員の要請によって実現したものです。

政府としては、総理府が、昨年、中間年に向けての意識調査をおこない、今年一月に結果を発表しましたが、男女の地位が「平等」と答えた婦人は二〇％で、その三倍にあたる五九％の婦人が、差別がある、とこたえてい

ます。

総理府はまた昨年十一月から十二月にかけて国内を三ブロックに分け、婦人問題推進地域会議をひらき、国内行動計画と八〇年世界会議に関する報告と意見交換をおこなっています。今年十月三十一日「世界会議」報告会がひらかれます。

政府・自民党のうごきの中では、一昨年（一九七八年）十一月に労働基準法研究会が出した労基法改悪「答申」を見のがすわけにはいきません。ここに婦人年の精神と逆行する政府・財界の本質があるからです。

民主団体、労組婦人部等のうごきでは、新婦人が一貫してとりくんできましたが、今年三月の第十回大会で婦人の地位向上めざす「三つの平等」実現運動を方針として決め、現在、展開している「秋の行動」の中でも、地位向上めざす署名、学習、討論など積極的に運動をすすめており、七月の「世界会議」における「条約」署名を

政府に迫る斗いでも大きな役割を果しました。

統一労組懇婦人連絡会は、今年三月二、三日「男女平等を考える学習討論集会」(三十三都道府県から四百人参加)をひらき、労組の民主化、国政革新と男女平等実現等を柱としたアピールを採択。つづいて四月三日の「中央総行動」では、男女平等、母性保護要求をかかげて昼休みデモ、政府交渉、請願行動をくりひろげました。

三月八日の国際婦人デーでは、各地の集会で、地位向上、「条約」批准、平等実現と国政革新のアピールや決議が採択され、六月のダブル選挙でも、共産党を上げます婦人後援会は政策の中に大きくすえて積極的に訴え、婦人議員第一党をひきつづいて確保する上で役割を果しました。

七月のコペンハーゲン世界会議に向けては、婦団連・新婦人など、各婦人団体が政府に「条約」の署名を迫る斗いを盛り上げ、ついに政府をして署名にふみきらせる力となりました。

母親大会でも各地で決議・アピールが採択され、第二十六回日本母親大会では、分科会討議、フォーラム報告(立松隆子氏)のほか、八月四日の政府交渉で、「条約」

早期批准と関連国内法の改正、後半期重点計画策定と真正平等実現を強く要求し、国籍法については早急に着手する、という大臣の回答をひき出しています。

地方自治体では、東京都が今年六月、革新都政時代に策定した「都行動計画」に基いて、「男女差別苦情処理委員会」を発足させ、また、八〇年九月二十六日、盛岡市議会が「条約」批准決議を採択しています。(社党提案)

道内では、十二月に小樽市議会(新婦人請願、琴坂禎子議員)共産紹介議員)と北見市議会(村口照美市議員)共産、山川尚子市議員)社会の共同提案)で採択しています。

なおこれまでに地方自治体レベルで「行動計画」を策定したのは北海道をはじめ十七都道府県市です。

道内の動きとしては、婦人年全道実行委が七九年暮れから八〇年春にかけての道庁「機構改革」——道立婦人相談所の移転・縮小問題に対して二月十四日に道への申し入れを行ない、「道内行動計画」にも反する行為だと抗議し、同じく二月「札幌市行動計画」策定の動きに対し、共産党が第一次申し入れをおこなっています。

市に対しては婦人有権者同盟北海道支部も申し入れをおこなっています。

八〇年九月から十月にかけて道庁の推進本部が道内五ブロック、七ヶ所で「婦人年地方会議」を開き、八〇年十月五日には新婦人道本部が「三つの平等シンポジウム」を開催。つづく十月二十五日「(社会党の)男女雇用平等法を成立させるための全道婦人集会」がもたれ、アゴラ札幌でも、九月に討論集会を開いています。また十月塩沢美代子氏を招いて講演をきく「一部労働婦人による婦人年中間年実行委員会」もつくられました。

婦人年全道実行委では十一月道に対して「行動計画」の中で到達度について質問状を提出し、その回答を要求する交渉をもち、つづいて十一月三十日、「国連・婦人の十年中間年北海道集会」をひらき、記念講演にはコペンハーゲンのフォーラムに参加した婦団連副会長立松隆子氏を招きました。

同時に、同実行委では札幌市行動計画に対しての小委員会を設け、具体的提案、申入れの作業に入りました。

一方札幌市は、市内の婦人への抽出アンケート(意識調査)をまとめ「百万都市の婦人」を発表しましたが、

物価問題、平和問題などの設問がないこと、また設問の関係で主婦志向の婦人が多いなどから「保守的な札幌の女性」と紹介したマスコミもあった程です。

政党では共産党道委員会が、この意識調査の結果について、直ちに市に説明を求めています。

札幌市ではつづいて学識経験者、婦人団体などを対象に第二次アンケートにとりかかり、このほか「あなたの声を」と一般市民の意見を募集し、これらの結果を参考に八二年をメドに「行動計画」をつくりたい、としています。有識者へのアンケートでは設問が不備、誘導尋問的との批判もあがっています。

〈資料〉

国際婦人年以降の国内の動き

'75	6	第60回ILO総会「婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画」
'75	6	国際婦人年世界会議（メキシコ）「世界行動計画」
'75	9	婦人問題企画推進本部を設置（総理府）
'75	9	職場における男女平等の促進に関する建議 婦人少年問題審議会
'76	10	就業における男女平等について 就業における男女平等問題研究会
'76	10	雇用における男女の機会均等と待遇の促進に関する建議 婦人少年問題審議会
'77	1	国内行動計画 婦人問題企画推進本部
'78	8	夜勤・交代制勤務に関する意見書 日本産業衛生学会交替勤務委員会
'78	11	婦人労働法制の課題と方向 労働基準法研究会

'79 6 自民党「家庭基盤の充実に関する対策要綱」

'79 7 雇用平等法問題調査研究会を設置（労働省）

'79 12 第34回国連総会「婦人に対するあらゆる差別撤廃条約」

'79 12 男女平等問題専門家会議を設置（労働省）  
'80 5 東京都「職場における男女差別苦情処理委員会」を開設

'80 7 「国連婦人の10年」世界婦人会議（デンマーク）  
後半5年間の「世界行動計画」  
「婦人に対するあらゆる差別撤廃条約」  
日本を含む75カ国が署名

日本における各政党の男女平等法の特徴点

現在までに日本社会党から法律案（78年5月参院社労委に提出・廃案後一部手直しして、80年5月再提出）が、日本共産党から立法提案大綱（79年6月）が、続いて法案要綱が民社党（79年9月）と公明党（80年6月）から発表されています。

主な内容は次の通りです。

法案の特徴の第一、各党案とも、使用者にたいして募集・採用、賃金、昇進（昇格）、定年、退職、その他の労働条件（したがって研修、配置、福利厚生などを含むと解せられる）での男女差別を禁止し、また職業紹介機関、職業訓練機関にも、差別的取扱いを禁止していることです。

第二は、禁止したにもかかわらず、差別的取扱いを受けた場合、婦人労働者とその権利と利益を回復する措置を設けていることです。この点で四党の案は大きく二つにわけられます。共産党、民社党、公明党は施行（救済）機関を労働省婦人少年局（地方は出先機関である婦人少年室）としていること（ただし、共産党は現在の婦人少年局を「改組・強化」したものとしており、民社党、公明党が婦人少年室におく、としているのと異なります）、社会党は公・労・使の三者構成による雇用平等委員会とされています。

第三には、母性保護と平等の関係については、共産党、社会党は、別に改正案を提起しています。

共産党は、法案（大綱）のなかで、「雇用における男

女平等とは、社会的機能たる母性の尊厳、その保護を当然の前提として……」と男女の平等と母性の保護の関係を明確にしており、保護あってこそその平等を強調しています。

社会党案は、この雇用平等法案自体にはふれられていませんが、労基法改正案の提起のなかで、母性保護を重視しています。

民社党案は、この法案（要綱）のなかで、「新しい男女雇用平等法を提案するに際し、労働基準法上の平等規定・保護規定を無視することはできない」と述べ、「労働基準法制定以来、三十二年を経て婦人労働者の実態は大きくかわり、労働基準法上の女子保護規定がむしろ制約となる現象がでてきている」ので、「男子を含めた労働条件の改善、母性保護規定の強化と併せて、労働基準法的女子保護規定の見直しが必要であり」としています。公明党は、母性保護の関係については、特にふれていません。

第四は、適用範囲の問題です。

共産党案は、民間企業だけでなく公務員を含めて、すべての労働者に適用されることになっています（全産業

全面適用)。

社会党案は、民間は全面適用。公務員には募集・採用を除く労働条件の差別については適用し、船員については救済機関と手続きだけは別の制度となっています。

民社党案、公明党案は、公務員と船員は適用を除外し、別の制度を設けることとしています。

(学習の友社 監修 川口和子、坂本福子『わたしたちの男女平等法』より抜すい)



### 三、国際婦人年と婦人実態調査

#### ―「百万都市の婦人」にみる札幌市の婦人像―

(国際婦人年特別企画「札幌市における婦人の生活措置と生活志向に関する報告書」の問題点)

立 木 あ や

#### 国際婦人年と自治体の婦人調査

一九七五年の国際婦人年に際して、政府は「世界行動計画」に対応する「国内行動計画」を一九七七年に決定しているが、その施策の一環として「男女平等に関する世論調査」(一九七五年)「婦人に関する世論調査」(一九七六年)などの全国的調査を行っている。このような政府の働きに対応すべく、各自治体でも、婦人施策の総合的企画・調整を担当する部・課の設置、関係行政連絡・調整会議や婦人代表・有識者等の懇談会等を設けるとともに、地域の婦人の生活や意識に関する実態調査も実施されている。

札幌市もこのような位置付けで、一九七九年に調査を行った。その分析結果が今回刊行された「百万都市の婦

人」(札幌市市民局青少年婦人部発行、一九八〇年十月)である。この報告書が公けにされた当初から、多くの婦人から不満・批判が出されたと聞いている。その内容は大きくは「この分析結果は、札幌市の婦人の生活と意識を正しく反映しているものなのかどうか」ということと「この分析結果を今後どのように具体的な婦人施策に結びつけてゆくのか」ということであろう。時あたかも国際婦人年中間年を迎え、二百数項目にわたる後半期行動計画プログラムがコペンハーゲンの世界会議で採択された。世界中の婦人がこれらを自国に持ちよって、その国の状態に照らして実現化をめざす運動がすすめられねばならない段階にきているが、この運動をそれぞれの地域における婦人の実状に照らして実り多い成果をあげてゆ

くためにも、現在、各都道府県で行われている「婦人実態調査」のもつ意味はより重要になっている。

今、私は、「百万都市の婦人」（以下「札幌調査」）と、茨城県で行われた調査報告書「茨城県婦人の生活と意識」（以下「茨城調査」）（一九八〇年・三月）を見比べている。どちらも社会学研究者が調査を企画している。私は、この「茨城調査」と比較しながら「札幌調査」を見かえすことによって、多くの婦人たちが不満をもたざるをえない要因はどこにあるのか探つてゆくことを試みる。

### 「札幌調査」と「茨城調査」の比較

#### △調査の目的▽

調査の課題において両者の調査は大きな違いを見せている。まず、札幌調査では、「札幌市に生活の根拠をもつ婦人が、どのような状況のもとで、どのような考えをもって生活行動を営んでいるかを解明」することが課題であり、そのために、第一には都市社会としての札幌市の性格の究明、第二には生活主体としての婦人の知的・社会的分野における行動や活動・意識や欲求の志向性の

解明という二つの観点が用意される。つまり「生活の場としての現代都市と、市民としての婦人の生活との関わり」を示すことが目的となる。これを、市民としての婦人個人を中心として扱えかえずと、図6の如く調査項目が設定されることになる。いわば、この調査は、いわゆる婦人問題的視点ではなく、都市社会学・地域社会学的視点と枠組によって、都市住民のうち、とりわけ婦人を対象にした調査、ということになる。これは、いわばワンプターンになりがちな婦人問題的視点に対し、新しい視野を拓くものではあるが、同時にそれ故の問題点を有するものと考ええる。

これに対し、「茨城調査」では、第一に、社会の急激な変容により、婦人の生活措置も大きく変化し、婦人の生活や男女の関係についての認識・価値感も多様化してきているために、新たな多様な婦人問題があらわれている——そのためにまず婦人の生活と意識の変化を総合的に把握することが必要。第二に、今日の婦人施策は、積極的に社会生活のあらゆる面で婦人の参加と男女平等を實現し、婦人の福祉を増進するための総合施策が必要である——従つてあらゆる階層の婦人の多様なニーズを分析

することが必要。第三に、婦人問題の解決……は、行政施策によるだけでなく、婦人自身の主体的努力、男性の協力、企業・民間経団連・学校等の協力が必要——調査を行うことよって婦人にはこの課題を考える機会を作り、調査結果を広く県民に報告することよってこの課題について男性を含めた県民全体が認識を深め、この課題達成のための協力する気運を高められる、という、大きな三つの調査を行う目的をあげられている。ここでは、国際・国内の婦人問題をめぐる世論の中で、その問題に的をしばって、具体的な解決策を打ち出すための基礎データにしようとする気迫がみなぎっている。

今日、婦人の生活と意識を明らかにする際に、婦人という視点——あるいは婦人問題論的視点を中軸におくとしても、それだけではなく、階層論的視点（同じく婦人でも様々な階層的条件におかれている）と地域住民論的視点（必ずや何らかの地域において生活している）の総合的な把握が必要と思われる。しかし、それにしても、「札幌調査」の場合、地域住民論的視点が前面に立ち、とりわけ婦人問題論的視点はあまりにも希薄である点が指摘される。

#### △調査対象者と設問項目について▽

このような調査の目的の違いは、必然的にどのような調査対象者を選ぶか——サンプリングの重点のおき方の違いとなってあらわれてくる。詳細は省き特徴点のみみると、どちらも行政地区及び地域類型別地域をサンプル選出の基本的単位としている。しかし問題なのは、札幌の場合、行政地区（市企画部の定めた「地区整備基本計画地区」——14地区）でのバラつきのみが考慮され、他の要因は副次的意味しかもたされていないことである。つまり、茨城では、行政区単位からの選出を主とした調査を本調査とし、その他に、それでは働く婦人の出現率が低くなることを考慮して、雇用労働者を代表する日立調査、農家婦人を代表する石岡調査、居住歴の新しい、若い母親を代表する筑波研究学園都市の竹園東調査を補足していることである。ここには階層的視点からのサンプリングの配慮がある。この違いは、先の調査の目的の違いからくるものと思われるが、その結果、かなり大きな問題点が浮かびあがる。つまり、図1と図2を比べてわかるように、雇用婦人、ひいては自営業をも含めた働く婦人のサンプルが札幌においては圧倒的に少ないことである。

図1 札幌調査の  
就業別サンプル

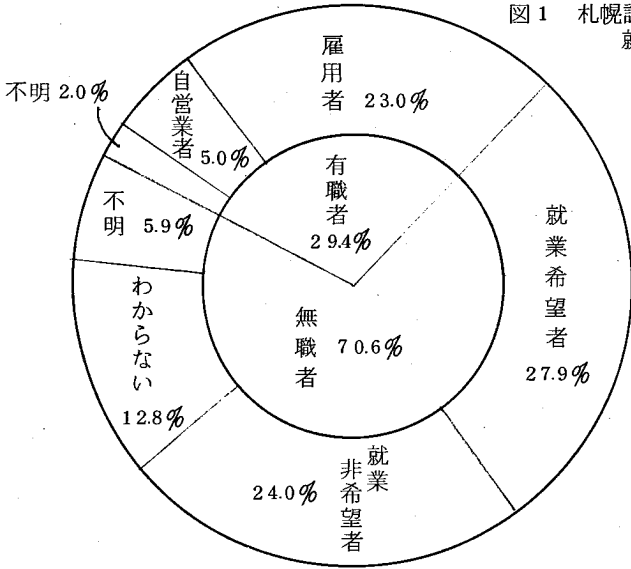
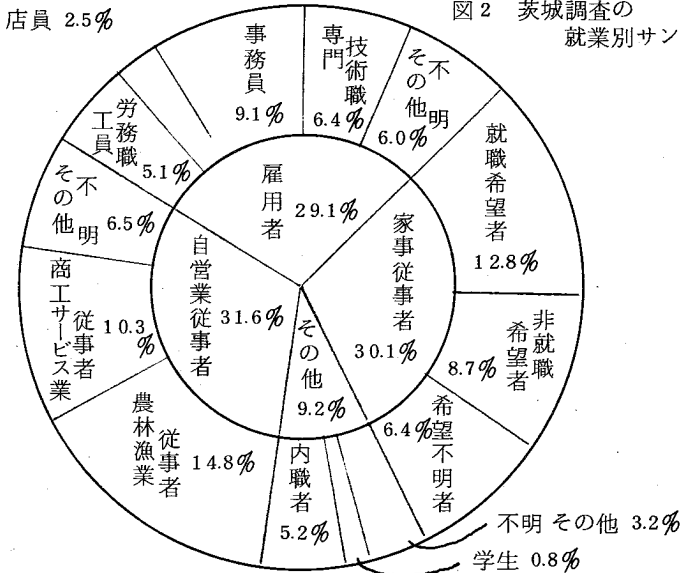


図2 茨城調査の  
就業別サンプル



他の年令別・未既別・學歷別・居住年数別の要因をもく  
らべてみると、札幌調査のサンプルは、茨城に比べ主婦  
中心であり、若い年令層・居住年数の短い（40年代以降  
に道内他市町村より移入してきた層が中心）人々に傾き  
の大きい特色をもつ。従って、分析結果にみる生活行動  
や意識は、札幌市のあらゆる階層の婦人のその反映  
しているとは言い難い。

また設問項目も、茨城調査が婦人問題的視点の調査項  
目を重点的に選びそれで統一しているのに対し、札幌調  
査の場合、婦人問題的設問項目は、都市の社会関係・生  
活環境についての設問項目に比して少い、という特徴を  
もつ。

（附） 両者共社会学者に委託され行われた調査であ  
るが、札幌は、北大環境科学研究科で、代表教授  
は、地域社会学を主たる研究領域としている。一  
方、茨城は、茨城大の婦人政策研究会で、代表教  
授は、婦人問題・家族問題を主たる研究領域とし  
ている。更に、婦人研究者も分析の責任者として  
参画している。北大では、婦人研究者が入ってい  
た、という話は聞いていない。このような調査の

企画のスタッフ違いが、調査全体の違いにつな  
がっているようにも思われる。少くとも、「婦人実  
態調査」である限り、その企画に婦人問題の研究  
者か、婦人の代表が入っているかどうかは、大き  
な意味をもっていると考える。

### 調査にみる札幌市の婦人像

以上のような特徴ならびに問題点を持つ「調査」によ  
って表われた札幌市の婦人像は如何なるものであろうか。  
なるべく「婦人という視点」を前面に出して描き出して  
みたい。更に、「茨城」調査による茨城の婦人像との比  
較も試みてみよう。

#### △婦人と家庭—保守的な札幌の婦人？▽

ここでは、「差別撤回条約」に於て、新たに位置づけ  
られた「男女の固定的役割の変革」の問題と関連して、  
「夫婦の役割分担」についての意識をみてみよう。

札幌では図3の如く、「夫は外で働き、妻は家庭を守  
る」を理想とするのが五七・九割を占め、これは年令別  
未既婚別・職業の有無別においても第一位の選択になっ  
ている。このことをもってしてマスコミで「札幌の婦

人は意外に保守的」の評価を受けた。しかし、本当にこれが札幌の婦人の意識を代表したものなのだろうか。確かに、設問項目は違うが、図4のように茨城県では「夫は仕事、妻は家庭」に同感するが二八・三%で最も少いことからすれば、ずい分と札幌は保守的にも思われる。

又、図4でもわかるように、この意識は農業及び都市自営業従事者の、しかも高年令の婦人に高い。又、逆に若年層で雇用者層では「同感しない」が最も高く出ている。そうすると札幌の場合、調査対象者には、農業・都市自営者層や高年令層は茨城県に比べ、ずっと少ない答であるからどうということなのだろうか。私は結局、この不可思議な現象は、調査対象者に雇用婦人が圧倒的に少く、彼女等の意識が十分に反映されていないことに起因すると考える。それでも二十才台、未婚婦人、有職婦人では「夫は外、妻は家庭」を理想とする率は大幅にダウンしていることからわかるように、今後、夫婦の役割分担意識は確実に変化するように考えられる。只、茨城県で「どちらともいえない」が第一位を占めていることは、理想と現実のギャップの中で迷っている姿であり、伝統

的性別役割分業の根の深さを考えさせられずにはおかない。

図3 夫婦の役割分担についての意識（札幌）

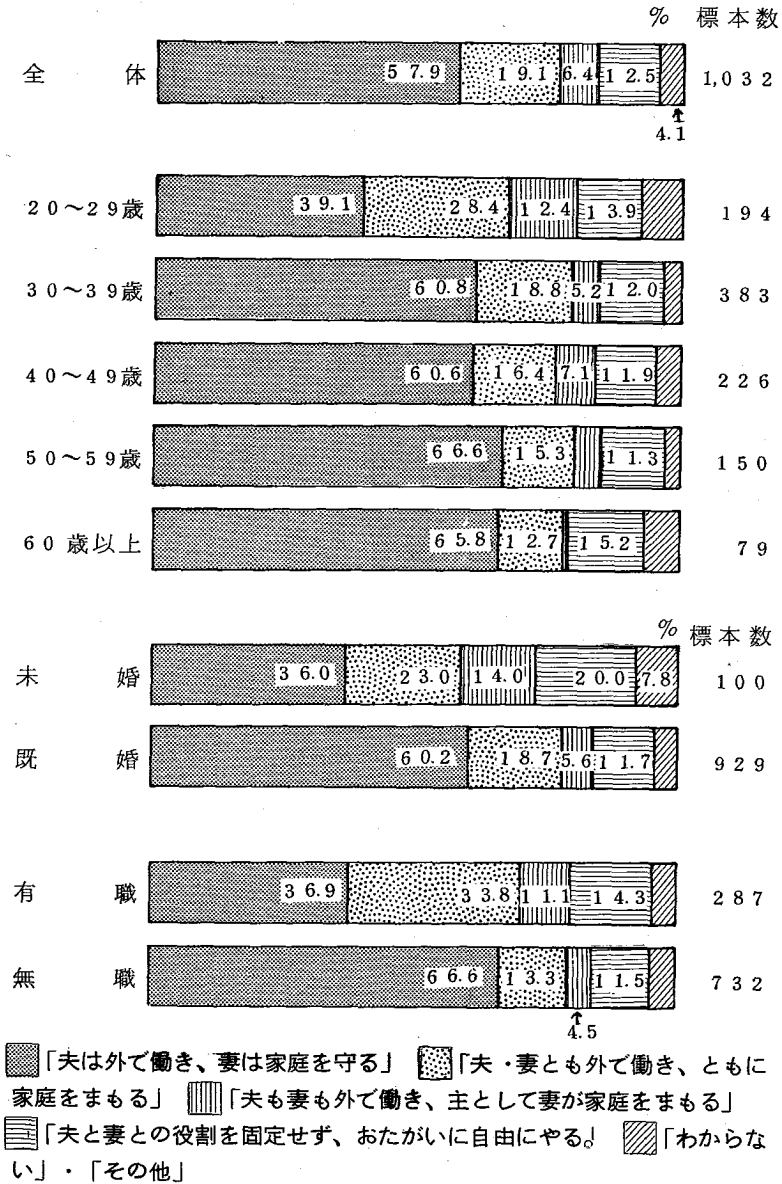
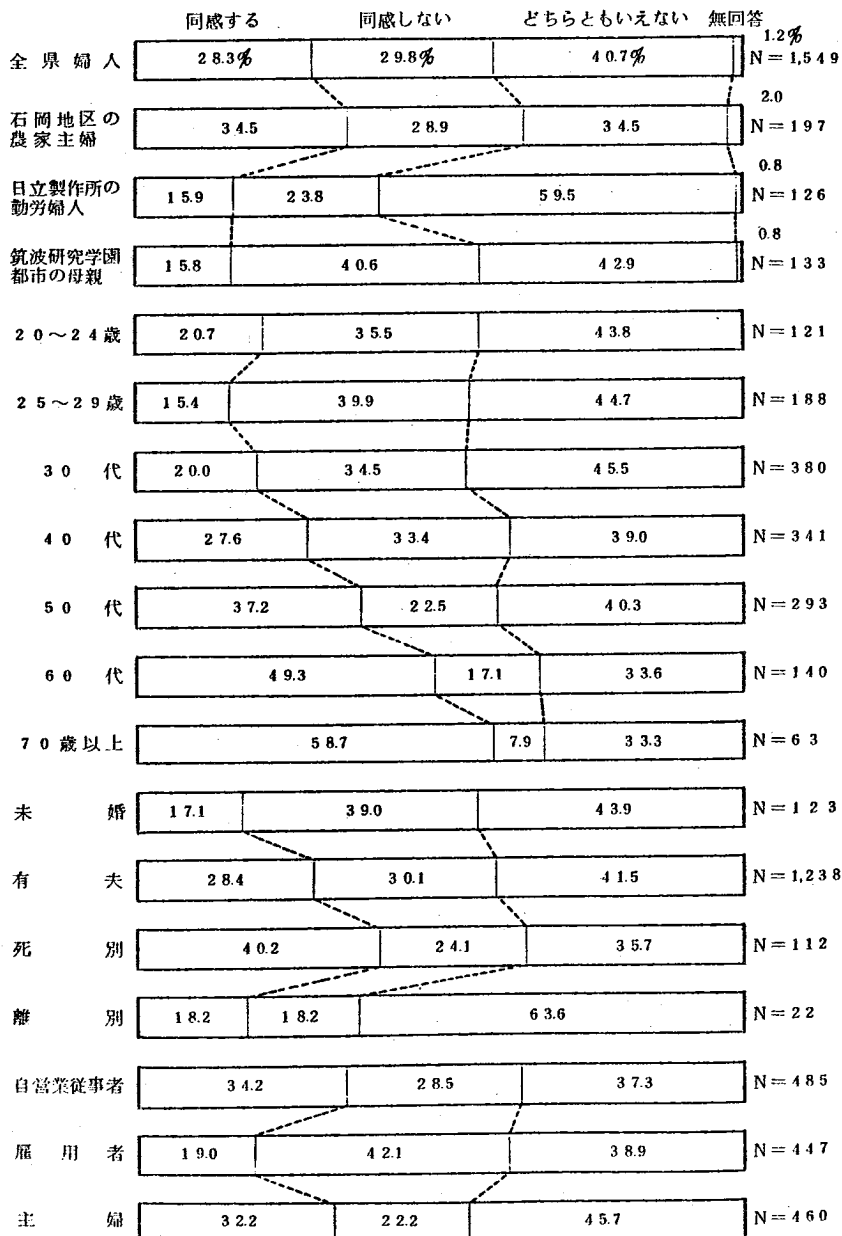


図4 「男は仕事・女は家庭」に関する意識（茨城）





△婦人と職業―「働き続ける」より

「家事」か「再就職」か

「札幌調査」では先にみたように、有業者は二九・四％、無業者は七〇・六％であり、そのうち八割以上が図5の如く結婚・出産で退職している。婦人の就業意志を阻んでいるのが結婚、出産、それにつながる家事・育児の問題であることが明白である。更に、これら退職者のうち四〇％が再就職を希望している。表1は、婦人の職業を持つことに対する意識であるが、各属性別でも圧倒的に「再就職型」が多い。更に表2は、総理府の全国調査と比較したものであるが、札幌の婦人は、「再就職型」志向が全国より多く、又、「女性は職業をもたない方がよい」も全国平均より高く、逆に「継続就労型」は全国平均より低くなっている。これらも、いちがいに「遅れた意識」とは言いきれない。むしろ、それだけ現実の厳しいことの反映かも知れない。

図5 退職者の退職理由

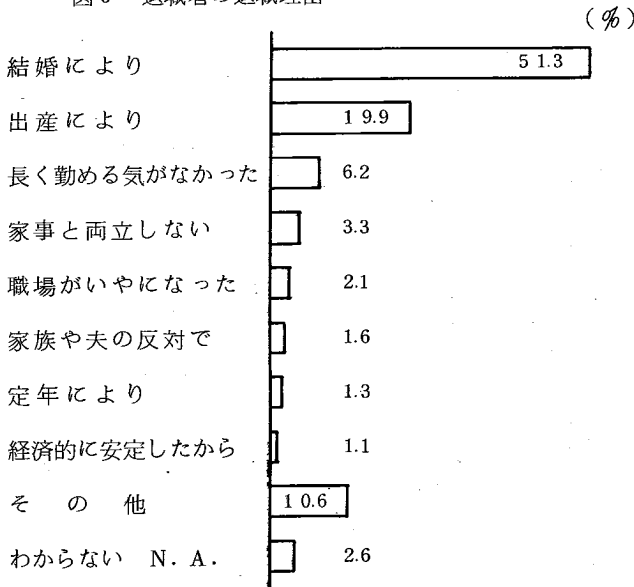


表 1

婦人の就業についての意識（属性別）

属性	項目	年				齢				未既婚		職業の有無		学歴											
		20～29歳 実数 比率	30～39歳 実数 比率	40～49歳 実数 比率	50～59歳 実数 比率	60歳以上 実数 比率	未婚 実数 比率	既婚 実数 比率	有職 実数 比率	無職 実数 比率	初等 実数 比率	中等 実数 比率	高等 実数 比率												
① 婦人は家事や育児に つとめ 外で働かないほうがよい	結婚するまでは職業をもち 後は家庭に専念すべきだ	10	54	45	11.8	23	10.0	21	16.9	16	21.1	7	7.5	106	11.6	26	9.0	88	12.6	43	19.4	48	9.3	8	6.9
		14	7.6	33	8.6	25	10.9	20	16.1	7	9.2	12	12.9	94	10.3	22	7.6	83	11.9	18	8.1	71	13.8	7	6.0
		26	14.1	36	9.4	25	10.9	21	16.9	15	19.7	16	17.2	107	11.7	35	12.1	87	12.4	32	14.4	74	14.3	7	6.0
		28	15.2	39	10.2	24	10.5	6	4.8	5	6.6	15	16.1	87	9.5	47	16.2	54	7.7	14	6.3	47	9.1	24	20.7
		89	48.4	199	52.1	124	54.1	60	48.4	28	36.8	35	37.6	465	50.7	134	46.2	350	50.0	98	44.1	250	48.4	55	47.4
		17	9.2	30	7.9	8	3.5	6	4.8	5	6.6	8	8.6	38	6.3	26	9.0	38	5.4	17	7.7	26	5.0	15	12.9
② わからない、その他	子供が小さいうちは家庭に おろり、ある程度大きくなっ てから仕事をもつ	184	100.0	382	100.0	229	100.0	134	100.0	76	100.0	93	100.0	917	100.0	290	100.0	700	100.0	222	100.0	516	100.0	116	100.0
		計																							

表2 婦人の就業についての意識（全国—札幌の比較）

意見項目	性別・属性別 男性 全体	女性						
		全 体	技 術 専 門 職 業	大 学 卒	主 婦	未 婚 20 ~ 24 歳	雇 用 者 婚 者	札 幌
女性は、職業をもたない方がよい	15.9	7.8	5.8	5.8	6.6	3.4	6.9	11.4
結婚までは職業をもつ方がよい	26.2	18.6	10.0	17.9	12.9	30.6	5.6	9.9
子供ができるまで職業を続ける方がよい	15.6	12.3	8.7	9.7	10.9	16.3	8.2	12.2
子供ができてでも職業を続ける方がよい	9.7	11.5	24.9	15.4	11.6	12.3	28.6	10.1
子供が大きくなったら再就職がよい	20.7	39.5	46.1	45.8	52.4	31.3	45.4	49.8
わからない・その他	11.6	10.3	4.6	5.4	5.4	6.1	5.4	6.6
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（資料）総理府『婦人に関する意識調査』（1973）

報告書ではこれらについての分析はないが、「茨城」の有職婦人の就業困難の理由をみると、今日、婦人が仕事を続ける場合、家事・育事の問題を核として、しかしそればかりでなく、複合して様々な困難に直面していることがわかる。（表3）このレベルまでおりて調査することにより、様々な婦人施策への関わりが明らかになり、ひいては現実の問題解決が行われると考えるが、札幌調査ではそこまでおりていない。

表3 婦人の職業別に見た職業継続の困難の内訳(%)

	仕事がつ きついで 過勞	家族の 協力が 不十分	家事育 児との 両立が 困難	仕事 が 難 か し 、 自 分 に あ っ て い な い	出 産 退 職 な ど の 慣 行	仕 事 上 の 人 間 関 係 が う ま く い か な い	保 育 施 設 が 利 用 で き な い	夫 に 転 動 が あ る	そ の 他	実 数 計
自 業 者	33.8%	18.7%	16.6%	17.5%	—%	65%	2.1%	0.3%	4.5%	337
農 漁 業	42.9	17.9	14.3	15.5	—	3.6	1.2	0.6	4.2	168
商 工 サ ー ビ ス 業	23.7	17.8	17.8	22.0	—	10.2	2.5	—	5.9	118
そ の 他	29.6	22.2	22.2	11.1	—	7.4	3.7	—	3.7	27
雇 用 者	25.5	10.5	23.1	9.0	3.1	12.6	3.1	1.4	11.7	420
専 門 技 術 職	25.7	8.6	27.6	4.8	2.9	9.5	7.6	2.9	10.5	105
事 務 員	11.1	8.3	29.6	7.4	6.5	13.0	4.6	1.9	17.6	108
店 員	26.3	15.8	21.1	10.5	2.6	10.5	—	2.6	10.5	38
工 員 勞 務 職	36.8	11.5	17.2	11.5	2.3	16.1	—	—	4.6	87
そ の 他	31.3	9.4	18.8	12.5	—	9.4	—	—	18.8	32

△婦人と社会参加▽

「札幌調査」では社会参加の問題が特別の意味をもって、家庭や仕事の問題よりも重点視されている。つまり「ここという社会参加は、家庭生活・職業生活での義務的・規範的な生活行動領域を離れ、婦人が主体的あるいは自発的に、個別的な問題関心から集団活動に参加し、その生活行動を拡充する欲求充足活動を意味している」(「百万都市の婦人」50頁)。「婦人が家庭生活や職業生活において、義務的な役割行動から解放され、自由に消費できる時間こそ主体的に活用できる時間である」(同、62頁)、といった表現にみられるように、家庭生活・労働・その他の余暇生活の内容と相互関連の歴史的規定性抜きに余暇主体性回復論は、人間とその生活過程の一面的規定である。そして、ここで明らかにされていることは、五五%の婦人が何らかの活動を行っていること、第一位は「趣味・教養・スポーツ活動」、第二位「P・T・

表4 (札幌)

活動領域	属性	全体	
		実数	比率
①自治会・町内会など地域のための活動		112	10.5
②婦人団体の活動		71	6.7
③P. T. A.の活動		231	21.6
④地域子供会など子供のための活動		54	5.1
⑤老人・母子家庭・かぎっ子・身障者などへの奉仕活動		25	2.3
⑥消費者運動・環境改善など身近かな生活のための活動		22	2.1
⑦社会福祉施設や病院などでの奉仕活動		32	3.0
⑧婦人学級や家庭学級での活動		63	5.9
⑨労働組合のための活動		12	1.1
⑩政党や政治のための活動		12	1.1
⑪趣味・教養・スポーツなどの団体・サークル活動		362	33.9
⑫宗教的な活動		48	4.5
⑬その他		23	2.2
合 計		1,067	100.0

「A活動」、第三位「自治会・町内会活動」等となっていること(表4)。また、活動の障害となっていることとして「子供が小さい」「自由時間が少ない」が多い、ということである。先の重点的な意義づけにも関わらず、これらがどのような施策へ関わっていくのかの指摘はない。参考までに「茨城調査」では、社会教育意識と社会参加意識に分け、実態というよりは要求を明らかにしている。(表5、表6)

表6 調査対象別学習欲求(茨城) (%)

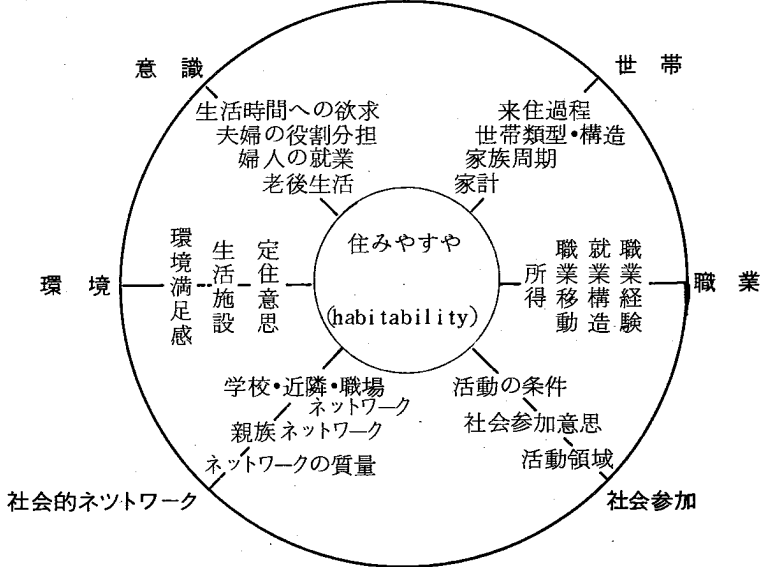
項目	調査対象	本調査	項目	調査対象	本調査
料編	理物	6 5.3	消問	費者題	3 5.1
茶お	道り	4 1.9	家経	庭管	4 6.6
造人	花形	4 4.4	法知	律識	6 0.2
音絵	楽画	4 8.4	婦問	人題	4 4.9
和俳	歌句	2 3.0	老問	後題	5 6.7
夕速	イブ記	2 1.8	生経	産管	1 3.9
歴政	史済	2 3.8	スポ	ーツ体	6 0.9
育家	児育	5 2.1			

表5 調査対象別の社会参加欲求(茨城) (%)

項目	調査対象	本調査
自町	治内会会	3 5.5
子P	ども会A	3 3.6
婦婦	人団体	3 8.8
消団	費者体	2 5.5
農農	漁協	7.5
ボテ	ライニア	4 4.2
生グ	活ルア	5 0.5

以上、とりわけ今日の婦人問題に関わる側面について、しかも比較できる事柄に関し、札幌と茨城の婦人の生活と意識をみてきたが、この他に、札幌調査では、今までみてきた事柄より、より大きなスペースをさいて、「社会的ネットワークの量と関係」、「生活環境―地域環境の満足度、生活施設の便・不便、定住意志と住みよさ」についてふれられている。これは図6のような、諸個人の生活体系と調査項目に対応するものであるが、しかし、残念ながら、これらの分析には、全くといていいほど、婦人という視点が絡みあわないのである。一般的な都市における社会関係、環境調査に終わっていると思われる。しかも、ここにこそ、地区別分析の意味がきいてくるのでは、と思われたが、結果としては、真駒内地区のような自然にも恵まれ交通機関まずまずの便利さの地区では満足度も高い、あるいは、郊外の持家率の高い地区では定住意志も高い等、当り前の分析に終わっている。都市社会学的にみれば興味深い点もあるが、この調査は国際婦人年の一企画として行われ、市の婦人施策の土台になるものであるとするならば、その点については不信を抱かざるをえない。全体として、婦人の地位の向上や差別の

図6 生活体系と主な調査項目



撤廃等の問題意識のきわめて希薄な調査である、という感想をもった。

これに対し「茨城」の調査は、婦人問題に焦点をすえたオーソドックスな調査といえよう。先に紹介した事以外にも、まず最初に生活の主要領域における男女平等に関する意識を調査し、「就職機会・労働条件」「社会通念・しきたり」「家庭内の役割」の三領域の平等化が遅れていること、これに対し「教育機会・内容」「文化・レジャー活動」への参加においては、かなり平等化が進んでいることを明らかにし、更に、男の子と女の子への教育意識を探る。これは、男女の固定的役割と関連して、男の子にも家事ができるようなしつけをすることに對する意識、女の子にも職業人としての教育が必要か否かに関する意識を明らかにしている。更に、従来婦人の場合看過されがちであった「老後の生活」「健康管理」にふれ、最後にそれらを通して、県の婦人政策へ意見を求める、という構成になっている(表7)。このような過程で、被調査者である婦人も自らの社会的地位と問題点に気付かせ、そして自治体への要求を引き出させる、という啓蒙的役割も果たすこととなる。

表7 調査対象別の順位(茨城) (%)

調査 順位	本調査	日立	石岡	竹園東
1位	老後の生活安定の確保 (70.3)	老後の生活安定の確保 (57.1)	老後の生活安定の確保 (59.9)	学習条件の整備 (64.7)
2位	学習条件の整備 (45.8)	勤労婦人対策 (46.8)	農漁家婦人対策 (44.2)	老後の生活安定の確保 (56.4)
3位	消費者対策 (43.3)	赤ちゃんへの援助 (46.0)	学習条件の整備 (36.0)	消費者対策 (42.1)
4位	保育所・児童館の整備 (42.3)	学習条件の整備 (42.1)	消費者対策 (34.5)	保育所・児童館の整備 (41.4)
5位	勤労婦人対策 (33.4)	保育所・児童館の整備 (42.1)	社会参加の促進 (28.9)	社会参加の促進 (39.8)
6位	社会参加の促進 (32.5)	消費者対策 (38.9)	保育所・児童館の整備 (25.4)	勤労婦人対策 (30.1)
7位	赤ちゃんへの援助 (30.6)	社会参加の促進 (26.2)	勤労婦人対策 (19.8)	赤ちゃんへの援助 (18.0)
8位	農漁家婦人対策 (18.9)	農漁家婦人対策 (10.3)	赤ちゃんへの援助 (19.8)	農漁家婦人対策 (9.0)

△婦人のための婦人の参加による

実態調査の要請／「百万都市の婦人」の

今後の利用のされ方に注視しよう／▽

以上みてきたように「札幌調査」は、国際婦人年の特別企画の一つとして、市の婦人政策の推進のための基礎データに位置づけられるものとしては、非常に不満足なものであると私たちは思う。この調査では、婦人の差別問題や、厳しい現実の下で変化しゆれ動く婦人の今日の姿が浮かび上がってこない。むしろ、夫婦の役割分担意識におけるように調査企画者も首をかしげる程の、一見すると保守的な姿がクローズアップされてくる。これは、先に指摘したように、調査対象のサンプリングと、設問項目自体に問題があると思われる。つまり、札幌市の全階層の婦人の姿を真に反映したものとはなっていないのである。それにも関わらず、もしこの調査が機械的に婦人施策のデータとして用いられることになるならば、どういうことになるかはおわかりであろう。

従って私たちは、全階層の婦人の生活と意識を明らか

かにするためにも、雇用者や自営業の婦人（これが有職者として一緒に分析されることは間違いである）等の補足調査を行うべきと考える。その場合、少くとも調査企画には、婦人問題に研鑽のある人か、その他の婦人を参画させることが必要と思われる。札幌市が本当に国際婦人年にちなんで、婦人の地位向上や諸困難の解決に取り組む姿勢があれば、先のことは当然実行化されざるをえないものと考ええる。



#### 四、自治体のたたかい —小樽市における男女平等のたたかい—

琴 坂 禎 子

「婦人は感情に走りやすいので、保育所長にはむかない」婦人べっ視の堂々たる議会答弁がおこなわれたのは、一九七六年の九月でした。四年後の現在、小樽市立の八つの保育所のうち四保育所長に婦人が起用されています。この四年間の変化をふり返えてみるときやはり国際婦人年は、一地方都市の行政の上にも大きな役割をはたしていることを感じます。

私が「婦人年」のもんだいを真正面からとりあげたのは、一九七八年でした。国連が定めた「婦人年」より二年後、そしていわば「お上」も参加しているとりくみについて質問の準備をはじめました。ところがわが市役所には文書一枚さえみつからず、総務部が官報のコピーをもってきたのが「婦人年」のはじまりでした。

代表質問の要旨に「国際婦人年に関して」と書いて提出したところ、何となく自分の担当らしいと感じた三人

の課長がそろって来て「婦人年とはなんですか」ということになりました。無理もない話で、女性の幹部職員はおらず、担当課はなく、婦人べっ視の答弁がまかり通っていた小樽市役所でしたから、むしろ質問者のところへ行って聞いてこようという「積極性」を評価しなければならぬ状況でした。

この時の本会議で、市長は「新しいパートを作ることには慎重にしなければ」と、しぶい答弁をおこなっていましたが、一九八〇年の機構改革では従来の青少年課を拡充して青少年婦人対策室として、次長級の室長を配置しました。いっぺんに間口を広げた感じさえありましたが、市長は「婦人年の諸施策を推進するとともに、婦人の地位向上にとりくむ」と決意を表明しました。

ところで、ここでひとつの「事件」が起きました。これまで女子職員にも支給してきた扶養手当が一方的にう

ち切られたのです。

本人からの連絡によって、人事課で理由を聞き出しましたが「社会通念上、女子は世帯主とはみとめがたい」というものであり、さらにあなたがどう思おうとも「この社会通念は婦人差別ではありません」ということでした。

ここで「差別」とたたかった藤原智恵子さんのことを紹介しておきましょう。彼女は、扶養手当が打切られたと知ったとき、直接の担当者に理由を聞き、要領をえない話しに「私が女だから支給できないのですね」とたたき込むと、あとは返事がなかったと話していましたが、私ひとりのことではないとたちあがったのです。昭和四十二年の結婚当時より、夫婦の話し合いで収入の多い「妻」を世帯主として住民登録し、三人の子供を育てながら二十五年間はたつき通してきました。もちろん夫の側にも妻を世帯主としてひげ目を感じずの気持ちはなく、ともにたたかう仲間でした。

ちょうど開かれた新婦人の「男女平等を考える学習会」と、統一労組懇婦人連絡会（準備会）ではいっしょにたたかうことがきまり合同法律事務所の猪狩康代弁護士

協力もえて、訴訟にもちこんでも、の態勢で市長への申し入れがおこなわれました。

メーデーの翌日、新婦人、婦人連絡会、一般労組婦人部、共産党市議団の四団体（市職労婦人部は親組合に対して申し入れをおこなった）は、片方で婦人対策室をスタートさせ、もう片方で扶養手当打切りとは何事か、市役所内の男女差別をなくするだけでなく、民間に対しても指導せよとせまりました。

ところが当の市長は「差別か？」と言ったきり。やっと調査する時間がほしいと言ったあと、「皆さんが申し入れに来るといので婦人対策室の活動について、注文をつけに来るのかと思っていた、扶養手当を切った！」と又沈黙。とにかく「善処」を申し入れて引きあげました。

五月の二十七日になって、総務部長から扶養手当は四月にさかのぼって支給した、組合にも了承をえたと伝えられました。口で言われてもはっきりしないからと書いたものをもとめると、部長はメモ用紙に考え考え次の内容をしましたためました。

「職員の扶養手当の認定については、生活の実態に基

つき認定を行う。本人の申請によって行うが原則として収入の多額の方をもって扶養手当の受給者（世帯主）とする」

後日、議会でこの問題について経過の説明をもとめました。市長は経過についての答弁をさけ「実はまことに申しわけないが、当時私は知りませんでした。性別に関係なく主たる扶養者に支給します」と答えました。

この問題をふりかえてみますと、何とも表現できないちぐはぐなものを感じます。理事者が具体的にどのように対応してきたか、経過についてのせんさくはやめて、一連の流れのなかでとらえてみたいと思います。

扶養手当の打切りは、けっして突然おこなわれたものではなかったのです。藤原さん自身がのべているように、三人の子供のうち末の子供の扶養手当が児童手当に切りかえられたときからはじまっています。

その後暖房手当支給の八月頃より、扶養手当はいりませんという「届出」をするよう、しつようにもとめられました。その時「貴女だけですよ」と言っているように、それまで手当を受けていた人達は、各個撃破によって「廃止届」を提出させられてしまっていました。

いわば最後のとりでとなっていたのが藤原さんで、たかいは打切りからはじまったのではなく「届」を出さないというたたかいを続けてきたのでした。

いっぽう婦人の権利のとり上げをすすめてきた理事者にとつて、このとりでを「打切り」という一方的手段によって一気に押しつぶそうとした、その時期が一九八〇年四月、婦人の地位向上をめざして婦人対策室が開設された時でした。

小樽市行政の底にいせんとして沈没している婦人差別が、国際婦人年を契機とする男女平等をめざす流れによつて、はからずも扶養手当の打切り問題として浮上したと言えます。

一九八〇年第三回定例会で、私は再び「婦人年」に関する代表質問で「さまざま不十分さを持ちながらも、婦人問題の解決に行政がどのように力を入れることはかつてなかったことです」とのべました。

二年前の状況を知るものにとつて、小樽市のとりくみを、うわすべりと取ることより、かつてない早さを評価すべきと思います。

理事者を弁護する立場ではありませんが、婦人にとつ

ても自らを解放するたかいは生やさしいものではありません。彼等流に言えば「行政になじまない」婦人問題を、残念ながら男性だけで担当しなければならぬ苦勞も大きいようです。まして行政の底にいせんとしてある婦人べっ視の中で、女の問題を仕事としているわけです。「女性は保育所長にむかない」と答弁した社会福祉事務所長は、個人的な立場で話したとき「ぼくが女の人のこと、失敗したと役所中に知れわたってしまった」と苦笑していました。

小樽市は、庁内の課長級による「婦人施策会議」を開き、五つの柱にそって目標を定めました。そのなかで各種審議会の婦人委員の比率を高めるとありますが、五年九月で八〇％にやっと手が届いたところですよ。

市役所などの官庁、町内会、民間諸団体など、選出の土台となるところに婦人が進出できない状況では、国がめざしている一〇〇％への到達も困難ですよ。

婦人に関係があるらしい仕事をつまみ出して婦人の起用を考えるのではなく、あらゆる分野への進出がもとめられています。

小樽市はさきの施策会議を発展させ、部長級で「婦人

行政連絡会議」を発足させました。これは庁内にある婦人問題を総括すると位置づけられています。土木、建築、開発部長などの名前がみあたりません。特殊な意味で婦人問題をとらえた結果ですよ。市政全般を婦人という市民の目でとらえ直すことなしに、本当の意味での町づくりはありえないことを痛感します。

ともあれ、小樽市は婦人の相談業務の強化、緊急一時保護など、庁内の体制づくりだけでなしに、市内の婦人労働者の実態把握についても手をつけることになりました。

昨年は、第三回定例会に「婦人差別撤廃条約の早期批准要請方について」の陳情が新婦人より提出され、第四回定例会で採択されました。これは、市長や関係理事者が当初より「早く批准すべきもの」「関連する国内法の整備についても自治体として必要なものはとりくむ」との見解を示しながら、議会内で自民党の反対が強かったものです。陳情者が直接自民党幹部と面談して採択をうったえ、労基法の改悪をしないようにとの項目も合せて採択させました。

不十分さを残しながらも「婦人年」はたしかな前進の

足音をひびかせています。その前進のエネルギーのみなもとに、労働者のまち小樽の長いたたかひの歴史の重みを感じます。

小樽一般労働組合に組織された中小企業のたたかひで、婦人労働者がどれほどの力を発揮してたたかったか、日本配合飼料小樽工場閉鎖反対斗争で家族会を含めた婦人たちのはたらきなど、小樽には記録にとどまる貴重な財産があります。

男女差別撤廃や婦人の働く権利を守るたたかひでも先進的な役割をはたしました。十五年前に住友セメントの鈴木節子さんが、結婚退職は違憲であるという判決を勝ちとったとき、小樽でもたたかっていたのが小樽信用金庫の菊地由美子さんです。労働組合が、出産四ヶ月前、又は三十才で定年の協約を結んだため除名されましたが、これをはねのけて勝利しました。

道内で「別居配転」の攻撃がふきあれたのは昭和四十二年、とも働きの夫婦の一方を速方に配転する教職員への不当配転です。私自身もその一人でした。「婦人の能力の開発」をスローガンにかかげた婦人月間、そのたれ幕の庁舎の中で「夫といっしょに暮したかったら勤めを

やめてついていけ」と道教委の課長にいわれたことを思い出します。労働者の首切りを、こうも手のこんだやり方で、にくにくしげにやるものかとききどおりながら、婦人の働く権利を守ってたたかいました。

さらに、小樽と岩内、はなれたところに職場をもつものが結婚し、夫婦の同居をもとめて、女子にも転勤をみとめようとたたかったのが北洋相互銀行の可児正子さんです。この勝利はのちに夫の転職によって転勤が必要になつた婦人に対してもみとめられました。

以上かけ足で小樽における男女平等のたたかひをふりかえてみました。自治体が婦人問題を担当する窓口を開いたよろこびとともに、革新の婦人議員の一人である私自身の責任の大きさを改めて感じながら、ささやかなまとめにしたいと思います。

(日本共産党小樽市議会議員)

## 五、〃 生きていた結婚退職制 〃

弁護士 猪 狩 康 代

一、一昨年の二月頃、十勝管内各町に存在する農協の労働組合青婦部の招きを受けて学習・交流集會に参加した。

私自身に与えられたテーマは「男女平等と母性保護」ということであり、特に折から労基法改悪の危険が取り沙汰されていた時なので、母性保護に重点を置いたうえで、労基法全体の理念・考え方にもふれてという難しいものであった。下手な話にもかかわらず熱心な質問がたくさん出て、若い人達（女性が圧倒的）の働くことについての真剣な気持がうかがえ、うれしく思ったのもつかの間、その後の交流にうつって、自由討論の中で出された、各農協における婦人労働者の結婚退職に関する職場の実態は、思わず耳をうたがうほど私をおどろかせた。

二、(1) ある職場では。

その職場で働いている職員のうち、一定の年令以上の婦人のみを対象として毎年一回アンケートを行う。アンケートの中味は、例年ほぼ似たような内容であっ

て、(一)、あなたは近々結婚する予定があるか否か、(二)、結婚した場合現在の仕事を続ける意志があるか否か、(三)、結婚後も働くことを希望するのは何故か、その理由。等々になっているという。一定の年令の基準は勿論世にいういわゆる適齡期の年令が考えられていて、推測するに満二十二才になればまちがいなくアンケート用紙を配られる対象になっているようである。勤務時間中に上司から配られ、上司が回収していくのである。

(2) 別の職場において。

ある女子職員が結婚することとなり、彼女はあらかじめ結婚後もひきつづき職場で働くことを使用者に伝えて結婚式をあげ、新婚旅行に旅立ったが、旅行から帰って職場に出勤した日、彼女の机を発見することができなかった。どこかに片付けられてしまっていたのである。

(3) 更に別の職場。

同じく一女子職員A子が、上司に近いうちに結婚することを報告したところ、新規採用の時期でもないのに、早速その職場で彼女より若い女性B子がパートで雇用され、かつ、B子の机はA子の机のすぐ横に置かれた。のみならず、以後、それまでA子が行っていた仕事は、全て上司の手を通してB子に与えられるようになり、A子は俗にいう「はされた」状態になってしまったのである。

(4) ある農協では、結婚した女子職員はほぼ例外なく、結婚後まもなく配転させられる。配転先の職種は自動車整備であったり、牧草刈りであったり、少くとも従来は女子を配置したことのない職場であることが多く、かつ本人の意向に反した配転であることが多いので、ほとんどの女子職員が配転後まもなく退職している。

三、報告された事実はまだ幾つかあったが省略する。いうまでもなく、結婚を理由として退職を強要することは許されず、もし、そのことを理由に解雇すればその解雇は法的に無効である。彼女が例え入社の際に、「私は結婚する時は退職します」と誓っていたとしても、女子につ

いてのみ結婚を理由に退職を求めることはできない。昭和四十年に住友セメントで働く鈴木節子さんが、結婚退職は違法と裁判所に認めさせて以来、結婚退職に関する幾多の判例が積み重ねられ、少くともそのことが裁判所という土俵に上って判断を受ければ、事の是非は明確にされるまでの力となった。しかし「負けた將軍は学ぶ」。使用者側はまともに法廷で論戦することをさげ、かつ、解雇という使用者側からの力の行使の方法をとらず、形はあくまで「任意退職」、「自己都合退職」を装って、しかし、目的が達成できる方法を選んでいたのである。

四、私がおどろいたのは、ひとつひとつの退職強要のやり方の露骨さもさることながら、十勝管内の経営単位は各各独立している各農協において、例外なく全ての職場でそのことが行われているという事実である。明らかに使用者側では、互に合意し方針として決定し、みごとに一致し実行しているということである。

北海道における他管内の農協ではどうか、日本全体ではどうか、調べなければと思いつながら、思うにまかせないまま日時が経過している。

それにつけても、大変なこととは思いますが、いやがらせ

に屈せず、働きつづけて欲しいと、あの折出合った若い人達の顔を時折思い出している。

## 六、婦人労働者のたたかいの前進 —この一年の勝利の記録

### 不当解雇・配転を撤回させるたたかい

東洋鋼鋸（東京） “子もち女は半人前”として配転、解雇するのは許せない、と十年余にわたってたたかってきた全国一般神奈川地本の立中修子さんが和解。職場復帰と解決金千五百万円をかちとる。（二月）

大成交通Ⅱ現共栄交通（北海道） 組合活動を理由にタクシー労働者夫妻が解雇された事件で、札幌地裁が解雇は不当との判決。未払い賃金千八十七万円の支払いを命じる。

東洋建物管理（青森） 青森放送との請負契約解除を理由に解雇された奥崎千歌子さんは仙台高裁で和解、解決金八百万円をかちとる。（六月）

新潟・牧村 結婚を理由に退職要求された二女子職員が退職勧告を撤回させる。（七月）

ラジオ関東（東京） 東京地裁が、アナウンサーの青津ナナ子さんを一方的にキーパンチャーに配転したのは無効、との処分決定。（十二月）

### 賃金などの差別是正のたたかい

三重・鈴鹿市 津地裁が、地方公務員の男女賃金差別は違法との判決。（二月）

静岡銀行（静岡） 昇格、賃金の男女差別の是正を求めて裁判を起こしていた栗山満子さんが勝利の和解。八人の監督職への昇格、同条件の百人の婦人に差別賃金支



払い。(十月)

横浜市 母親にも子ども扶養手当を認めてほしいとしてきた横浜市従組のたたかいが実り、範囲の拡大をかちとる。(十二月)

労働などとたたかい女子の深夜業の中止、サービス残業などをやめさせる。(七月)

### 命と健康、労働者の権利を守るたたかい

養蓮学園(愛知) 名古屋東労基署が、民間養護施設の保母五人の腰痛、けい腕障害を労災と認定。(三月)

住友生命(大阪) けい腕障害の婦人労働者五人が労災認定をかちとる。(三、四月)

武田薬品(大阪) 婦人労働者が四年間のたたかいの末、腰痛を労災と認定させる。(五月)

三井銀行横浜支店(神奈川) 横浜南労基署が銀行の婦人労働者のけい肩腕障害を、首都圏では初めて労災認定する。(六月)

三洋電気(大阪) 守口労基署が、婦人労働者のけい肩腕障害を労災と認定。(八月)

三和銀行(東京) 中野労基署が二人の婦人行員のけい肩腕障害を労災と認定。(八月)

成田インターナショナルホテル(千葉) 深夜長時間



カット 中屋雅義

両ドイツで出版された『国際婦人デー史』の紹介

伊 藤 セ ツ

はじめに

一九八〇年の二月、わたくしは川口和子さん、小山伊基子さんとともに、『国際婦人デーの歴史』（校倉書房）というささやかな本を出した。わたくしは、この本の中で、「国際戦前篇」を担当し、国際婦人デーを生み出した第二インタナショナル期のプロレタリア婦人運動から説き起こして、一九三九年迄筆をすすめた。しかし、この種のもの、日本の中で資料を探していても、思うものが手に入らず、いらだたしい思いをすることが多い。そこで、一九七八年と八〇年の夏休み、DDR（東独）やBRD（西独）、オーストリアなどの図書館や書店をのぞき歩いたが、一九八〇年には、DDR・BRDの両方からそれぞれ国際婦人デーの歴史に関する本が出されて居り、両国の書店の婦人問題コーナーに置かれているのを発見した。DDR発行のものは、すでに一九八〇年

の春に、日本婦人団体連合会の立松隆子さんから送っていただいて持っていたのだが、それが、ミュンヘンやウィーンの本屋でも売られていたのである。しかし、BRDから「国際婦人デーの歴史」の本が出されているのを知ったのは、ミュンヘン大学の近くのリブレッソーという本屋だった。それを見つけた時、わたくしは、胸の高鳴りをおさえることができなかった。

そこでわたくしは、当然のことながら、両ドイツで出されたこれら「国際婦人デーの歴史」の本の中に何がどのように書かれていたか、日本の読者に、概略だけでもお知らせする義務があると思う。

一、DDRで出された婦人デー史

DDRで出された国際婦人デーの本というのは、ライプチヒ・クララ・ツェトキン教育大学付属婦人解放のた

めの労働者階級の闘争史共同研究グループ編、ドクター・  
 ヨアヒム・ミュラー教授指導『国際婦人デーの七〇周年』(婦人のための出版社 ライプチヒ 一九八〇 九  
 六頁 六・八〇DDRマルク)である。執筆陣は、ヨア  
 ヒム・ミュラーの他、ユルゲン・キルヒナー(校訂)、  
 フリッツ・シュタウデ、ハンス・ユルゲン・アーレント、  
 エルンスト・ショツテ計五名、いずれも、ライプチヒ・  
 クララ・ツェートキン教育大学、歴史学部門のスタッフ  
 である。余談になるが、わたくしは、ミュラーには一  
 九七八年と八〇年の二度、シュタウデには一九七八年い  
 ずれもクララ・ツェートキン教育大学で面談した。昨年  
 ミュラーとこの書のこと話題になった時、彼が、「  
 この本の翻訳がたしか日本でも着手されているときいて  
 いる」と言ったので「誰が訳すのですか」と問いかえし  
 たところ「わからない」とのことであった。わたくしは、  
 今のところ情報不足でどこで翻訳されるのかつかんでい  
 ない。

さてこの小冊子の目次は次のとおりである。

序言

一、国際婦人デーの前史について

- (一) 革命的伝統
- (二) 新時代の始まり
- (三) 一つの歴史的意義ある決議
- 二、一九一一年から一九一七年までの国際婦人デー――  
 帝国主義・軍国主義・戦争に反対し、婦人の民主的  
 権利のためのカンパニア
- (一) 婦人選挙権のためのたたかい
- (二) 戦争の危険と物価上昇に反対する
- (三) 帝国主義戦争反対――平和をめざして！
- 三、一九一七年から一九四五年の国際婦人デー――帝国  
 主義・軍国主義・ファシズムに反対するたたかいの  
 日
- (一) 十月革命の合図
- (二) 三月八日、国際婦人デーとなる
- (三) テールマン中央委員会の指導のもとに
- (四) 反ファシズム闘争の中で
- 四、一九四五年から一九六一年までの国際婦人デー――  
 平和・民主主義・社会主義のためのたたかいの日
- (一) 反ファシズムと民主主義革命のための三月八日
- (二) DDRの創立――婦人の平等の実現の前進

五、国際婦人デー及び一九六一年後の社会主義の全面的建設期の課題

六、三月八日、発達した社会主義社会形成のためのたたかいの日

(一) 婦人の要求の新しい質

(二) 核心問題である団結

(三) 国際婦人デー——我等が時代の革命家たる婦人のたたかいの日、尊敬の日

注(一一二項)

文書(八点)

写真(三二葉)

校倉書房の『国際婦人デーの歴史』にわたくしが執筆した国際・戦前篇とのかかわりで、このDDRの小冊子の内容について若干ふれてみたい。

まず、この書の目的は、序言によれば「どのようにして(国際婦人デーが)世界的なものに広がっていったのか」、特に「(国際婦人デーの)毎年の挙行が、平和斗争や、軍縮や緊張緩和、反帝国主義的団結や社会進歩をめざす国際的発展にどのような積極的影響を及ぼしたのか、また男女同権のための活動とどのようにとりくんだ

か」を明らかにすることである。

この書は「国際婦人デーの前史」をフランス革命時の第三身分の婦人たち、特にパリの初期プロレタリア婦人と小ブルジョアジーの婦人たちの運動から説き起こし、一八四八年から四九年のヨーロッパ革命時の婦人の動きについてふれ、第一インタナショナルの婦人労働者政策を追って、さらにパリコンミュン、ベーベルの『婦人と社会主義』についてのべたのち、第二インタナショナル期の婦人運動とそこでのクララ・ツェトキンの活動へと筆をすずめていく。

この前史の叙述でわたくしが興味深く思ったのは次の箇所である。

「すでに一八五七年、クララ・ツェトキンが生まれた年の三月八日に、ニューヨークの通りを、みすばらしい服を着た婦人たちの長い列が行進した。それは、その土地の繊維・被服工場の婦人労働者であった。……アメリカの工場婦人労働者のこの最初の抗議行動の参加者たちは警官に虐待され、彼らの多くは逮捕された。しかし、ニューヨークの通りを行進した三年後に、繊維の婦人労働者たちは、もう彼女たちの労働組合を組織し、そして

一八五七年三月八日の十二年後に、アメリカ合衆国の若干の州政府から婦人選挙権を闘いとった」(一〇頁)

次にこの書は二〇世紀初頭の国際情勢の分析を行ない、国際婦人デーの決議がいかなる時代的背景の中で生きたかを叙述する。この時代の特徴として帝国主義に反対する労働者の階級的・国際的闘争の緊急性と第二インタナショナル内の日和見主義の増大、一九〇五年のロシアブルジョア革命、一九〇七年と九年の経済危機と階級闘争の激化をあげている。

こうして、国際婦人デーを決議する一九一〇年の第二回国際社会主義婦人会議(コペンハーゲン)の直前、「急速に成長する選挙権運動と階級意識ある男女労働者の無数の政治ストライキは、党および労働組合の日和見主義指導者による議会外活動の拒否と対立し」、「革命的マルクス主義者と日和見主義者との間のこのするどい分離線が、国際プロレタリア婦人運動のまん中にも引かれていた」というのである。従って「革命的マルクス主義の土台の上に国際プロレタリア婦人運動を幅広く組織することが、コペンハーゲン会議の主目的であった。」と書かれている。

コペンハーゲン会議での国際婦人デーの決議の意義は何であったか。

この書は、「コペンハーゲンの歴史的意義をもつ決議は、資本に対する数十年のたたかいの中で労働者階級の豊かな経験、工場婦人労働者、農業婦人労働者からのかしくなくき搾取についての不断にひろがる知識、女権論者の経験、そしてとりわけ、ドイツ及び国際労働運動の卓越した指導者たちのマルクス主義的洞察に基いている。この決議は、ブルジョア民主主義革命の時代におけるツァーリズムロシアの革命運動の影響をうけていることが理解されたし、アメリカの工場婦人労働者の選挙権活動と効果的にむすびつけることができた。コペンハーゲンの決議とともに、クララ・ツェートキンによって指導された社会主義婦人運動は、国際主義的階級組織として、階級闘争の変化する諸条件や歴史的局面的客観的要求に応えたのである」とのべている。

以下この書は一九一一年から一九七九年までの国際婦人デーの模様をドイツ・DDRを中心に描いている。特にわたくしが、資料上の制約から不十分な叙述に終った一九一八年まで、ドイツの各都市の催しが正確に書かれて

いる点、また、わたくしがふれなかった一九四〇年以降の婦人デーの国際的とりくみが記されている点きわめて貴重な文献である。

あと一点だけ、わたくしが、わたくしの本でもこたわって来た、"いつから国際婦人デーが三月八日に統一されたか"ということについてこの書がどう書いているか紹介しておこう。

「一九二〇年七月三十日、モスクワの共産主義インターナショナルの第二回会議中にひらかれた第一回国際共産主義婦人会議に、ブルガリアの同志が出した提案にもとづいて、一九二一年のはじめ、共産主義インターナショナル国際婦人書記局が採択した一つの決議は、国際婦人デーのその後の歴史にとって重要な意義をもっていた。二八か国・国籍の八二名の代表者は、感激をもって、ロシアの婦人たちがはじめた三月八日に統一して、将来、国際婦人デーを行なうというブルガリアの婦人同志の提案を受け入れた」

私見では、ブルガリアの婦人同志がこの提案をしたのは、一九二〇年の第一回国際共産主義婦人会議ではなく二一年の第二回の会議である。この書では、いかなる原

資料にもとづいてこうした見解をとるに至ったか"資料注"がついていない。しかも細いことになって恐縮だが、DDRの文献がこの見解をとるのはこの書にはじまったことではない。一九七七年の第五回クララ・ツェートキン・コロツキウムでの文書報告で、ユルゲン・キルヒナーが、「一九二〇年の、共産主義インターナショナル第二回会議がはじめて、一九一七年三月八日の想い出のために国際婦人デーの遂行に対し、定まった挙行日を確認した」としてその根拠に、インプレコール一九三〇年一五号（二月十一日付）E・pfの論文をあげている。

わたくしはこのことについて一九七九年三月五日付の、私信でミュラー教授に問いあわせた。わたくしは「たしかに一九三〇年に、E・pfはそう書いている。しかしクララ・ツェートキンは、すでに一九二二年二月十一日付の"インプレコール"で『国際婦人デーを、ロシアの婦人同志たちが催している三月八日におこなうというわがブルガリアの婦人同志たちの提案とモスクワ第二回共産主義婦人会議の決議は、感激の嵐でむかえ入れられました。二十八か国からきた八二人の共産主義婦人の代表者の知恵と意志は、一つのすぐれた偉大な決断に結集し

ました」と書いています。わたくしはE・Pfではなくクララ・ツェートキンの方が正しいと思うがどうでしょうか」と。返事が来ないので催促の手紙を出した所「どうい質問だったでしょうか」という手紙が来たのでまた同じ質問をしたところ、一九八〇年一月四日付でミューラーが、次のように書いてよこした。

「国際婦人デーの統一的挙行日としての三月八日の決定について、ドクター・アーレントが次のようにのべています。

ドクター・キルヒナーの叙述——インプレコール一九三〇年第一五号を引きあいに出しての——は確実な根拠ある事実ではありません。一九二〇年の共産主義インタナショナル第二回会議は、そのような決議を採択しなかったし、公表されている資料の中にもそのような提案はありません。

その会議は、時間的問題から全てあつかうことができなかったということ、そのため、クララ・ツェートキンの「(共産主義婦人運動の)方針」も討論され得なかったということが知られています。(ツェートキンの「選集」

第二巻二六〇頁の注を見て下さい)

クララ・ツェートキンの「インプレコール」一九二二年一六号の情報が確実であるということはいやうたがいありません。しかし、その際、次のことを考慮する必要があります。

(a) クララ・ツェートキンの証言を支持することのできる第一回国際共産主義婦人会議の議事録が存在しないこと

(b) 一九二〇年七月終りにモスクワで開かれた会議に、二八か国八二人の代表者の出席の中にクララ・ツェートキン自身は入っていないこと。(要するにドイツから誰も参加していない)クララ・ツェートキンのソヴェト連邦のはじめての滞在は、一九二〇年八月の終りから十一月十七日迄です。クララ・ツェートキンは、彼女の「方針」——草案を共産主義インタナショナル第二回大会にも、文書で送っています。

この会議中の一九二〇年七月三十日に、婦人会議がひらかれているわけです。

もし、クララ・ツェートキンが『感激の嵐等々』について書くなら、彼女はその時うたがう余地なく、自己の体験の思い出ではなく報告に根拠をもとめるべきでし



た。」

この手紙と、先に引用した『国際婦人デーの七〇年』の叙述とてらしあわせてもわたくしには全く、納得がいかない。彼らは一九二〇年の第一回共産主義婦人会議と一九二一年の第二回とを入れちがえているように思われてし方がない。ただはつきりしていることは、三月八日に国際婦人デーを行なうということ、一九一〇年の時点できめたのではないということである。

## 二、BRDから出された婦人デー史

レナーテ・ヴルムス著『われわれは自由・平和・権利を要求する。——国際婦人デー・三月八日の歴史』（一九八〇）という長い題のこの書は、フランクフルト・アム・マインのマルクスティッシュェ・ブレッター社から出された一五〇頁の小冊子である。この出版社はBRDの正統派マルクス主義の出版物を出している所といわれているが、わたくしは著者レナーテ・ヴルムスがどうい人物か知らず、またこの書には著者紹介もない。また目次も、詩の一節のような表現になっているので目次がそのまま内容を示すものではないという難点があるが一応

目次を書いておく。

### 序文

一、それは選挙権とともに始まる

(一) 二〇世紀はじめまでのドイツの婦人の状態

(二) 婦人選挙権・婦人労働・婦人解放

(三) 国際婦人デー

二、われわれは、平和・パン・自由をのぞむ

三、時代が力強く叫ぶなら……

四、ベールがおちる

五、力関係と運動の弱さ

六、ファシズム——抵抗——追放

七、全世界の婦人よ団結せよ

八、反軍国主義の伝統を受けつぐことが大切だ

九、自然には変らない

### 結語

注(一一二項)

写真(七四葉)

なおこの書の特徴は、それぞれの章に、その時代の想い出や、同時代の人々の文書・原典(多くは要約)が載せられている(全部で十七編)ということである。また

序文によれば、第七章は、フローレンス・ヘルヴェエが書いたとあるが、ヘルヴェエは、クララ・ツェイトキンに就いても小論を書いたことのあるデュッセルドルフのジャーナリストである。

さて、「エリーのために」と献辞のある序文には、まず「国際婦人デーの歴史は、婦人運動の歴史の一部分であり、その政治的無権利や私法上の未成年に反対し、戦争やファシズムに反対して、その中では婦人が社会の後部燈とならない諸関係をつくるための婦人のたたかひの一断面である。国際婦人デーの歴史は婦人労働者の運動や労働運動および、苦痛や搾取や抑圧に反対してよりよい労働条件や生活条件をめざすたたかひの歴史の一部分である。婦人デーは、婦人たちの団結、男女の団結のためにあり、団結を回復させる抗議のためにある。」（五頁）という書き出しではじまる。

本文の叙述は、第一章では一八五八年、一九〇八年、一九〇九年のアメリカの婦人労働者のストライキから説き起され、国際婦人デーの起源に及ぼしたアメリカの婦人労働者の影響が前面に出ている点DDRの書とは趣きを異にする。二〇世紀初頭のドイツの婦人の状態につい

ては、労働者階級の婦人の労働条件・生活条件が描かれている。写真も、労働現場や労働者の住宅の中を写したものが掲載されており、本全体の編集のし方がリアルで変化に富んでおり興味深い。

一九一一年のはじめでの国際婦人デーの写真も、ベルリンの他ウィーンのも載っており、また、一九一一年三月十三日付の「グライヒハイト」誌（三月十九日に予定されている婦人デーにむけての特集の一部、同誌三月二七日付（アメリカの婦人の国際的メッセージ）、一九一二年四月二九日付「グライヒハイト」（「われわれは要求する」という詩）ならびに一九一三年三月五日付同誌（運動から）がいずれも、実物の一部の拡大写真をのせている。

第二章は一九一四年から一九一七年までの婦人デーをあつかっているが、一九一七年のペトログラードの婦人のデモの写真は貴重なものである。第三章は一九一八年を、第四章では一九二〇年代初頭に国際婦人デーが東洋の諸国でもとりくまれるようになった経過を書いている。第五章は一九一九年から一九三二年迄、第六章は一九三三年から一九四五年迄、国際婦人デー史というよりはフ

アシズムの支配下での婦人の状態についてあつかい、第七章以下が第二次大戦終了後で一九七九年迄を叙述している。

この書の結語は言う。

「国際婦人デー：婦人の権利のための日、平和的發展のためのたたかいの日——今年もまた、伝統のすべてが三月八日の挙行を特徴づけるだろう。……意見のちがいや異なる政治的立場にもかかわらず、われわれは、われわれが、自由・平和・権利を獲得しようと思うなら共同行動しなければならぬ。わたくしは、この本がそのためにいささかでも貢献することを願っている」

なおこの書に各章末に付された原文文書十七点から興味深いものをあげれば次のとおりである。

。エンマ・イーレル「プロレタリア婦人と職業活動」

(一九〇五年 要約)

。一九〇六年九月二二日・二三日、SPD(ドイツ社会民主党)マンハイム婦人会議での決議「妊産婦の保護」

。一九三一年のKPD(ドイツ共産党)の法案「婦人の保護と完全な平等のために」

。一九二六年のイタリア「ファシズム独裁下の婦人労働

者」

。マリ・トレティノヴァ「チェコスロヴァキア、オストラバにおける一九三三年三月八日の想い出」

。エリ・シュミット「ナチ強制収容所ラーベンスブリックにおける三月八日」

。一九四二・四三年「三月八日——ロンドン」

。ヴィクトリア・クリッネル「国際婦人デーの想い出」  
(都立立川短大・旧札幌婦人問題研究会会員)

Ⅲ 北海道の婦人の実態

一、〃 見聞記

北海道へ出稼ぎする婦人たち 〃

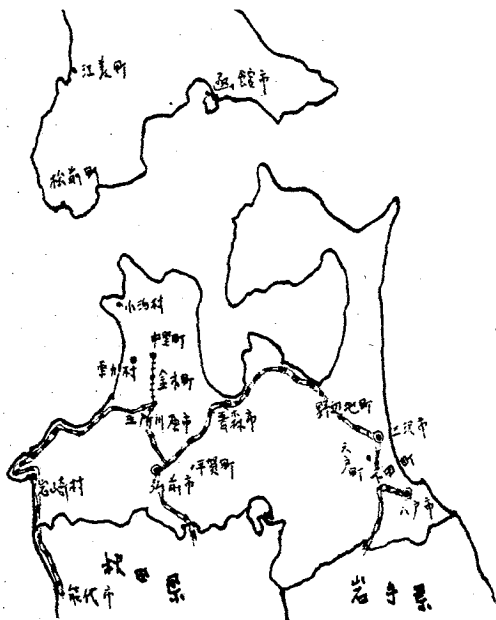
一、津軽を訪れて一年

一年前の一月十七日私は冬の青森を訪ねた。札幌を夜八時頃の特急に乗り、夜中に津軽海峡を渡った。秋田へ向う五能線に乗って、朝七時、五所川原市に着いた。車中で忘れもののラジオを見つけ、弘前駅で届けながらも、乗り継ぎ切符の買い方が悪いとかで、七百五十円の追加払いとなってしまった。

北海道へ来た人たちがよく口にする、〃しょっぱい河を渡る。〃とは、私のような、第一歩のつまづきを上手にあらわしているように思える。

私は札幌で出会った人を訪ねた。五所川原からはバスかタクシー、私鉄に頼るしかない。

車力村の中田ヤサさん(74才)は私が青森から出稼ぎに来ている人達に出会う、きっかけをつくってくれた方



岸 伸 子

のお母さんである。三人の息子さんは北海道に移り住み、母家を一人で守っていた。わらぶき屋根はしめり気を含んだ雪で修理が必要になってきたといっていた。

耳の遠いやサさんは、青森市へ嫁いでいる娘さんを通して、私の行くことを知っているはずであったが、顔を合わせて小一時間たつまで、ピーンと来ないようであった。その日は朝から、きのこ汁をつくって、再々、外に出て、待っていて下さった。

「ほんにのうー、姉さんは字がよめるからどこへも行けていいのう」と言われて、分からなければ、聞けばよい……ともかく、行ってみよう……と思っていた私の胸をドンと突かれたのだった。

金木町では炊事婦をしていた三人に会った。金木は太宰治の生まれた町であり、『津軽選挙』の異名のある土地柄、町長選挙を目前にしていた。確かに、点在する集落の字名が生きている青森では、どの集落から首長が出るかは、大変なことにはがいないと思つた。好天に恵まれたせいも、青空に白い雪がまぶしく、松の緑がよく映えていた。北海道とはまるで違う、暖かい冬があった。私は長くつをはいていたが、出会う人の足元は雪が解け

ていてもサンダルをつっかけている。その夜半、ポタツ、ポタツと窓ごしに聞こえたのは雪どけのしづくであったとは、驚いてしまった。

Kさん（62才）は北海道に出かけて二十年。同行していた御主人、六年前にガンのため、札幌で、手厚い看護の甲斐もなく亡くなった。仕事を一年間、休んだもののもぬけのからようになったKさんに東京の娘さんが、働くことを勧め、会社からの電話もあって、働き続けている。

札幌では幹線道路沿いの現場で、二十数人の食事を賄っていた。プレハブの食堂兼、炊事場、その一角を仕切つて、畳、三枚ほどのスペースがKさんの部屋である。赤いリボンをつけたテリアが、愛らしく動きまわり、木箱に供えられた位牌が日頃の語り相手をしているように思えた。

金木より、さらに北、日本海に面した小泊村に育ち、昭和十年に結婚した。亡夫は千島方面へも来ていた腕のいい船頭で、みめ、かたちのきれいな人であったという。娘さんは「お父さんとなら、写真を撮ってもいい！」というほどに、土工夫になってからも、働いた汗を流し、

プーンと香りを漂わせてからでないかと食卓につかぬ、伊達男であった。

戦後、漁場を失い、ニシン漁もだめになって、建設業に移らざるをえなくなった。仕事を求めて、昭和三十六年、北見の山中に入った。測量をする宿舎には熊が出るので、鉄砲二丁が備えつけてあったようだった。

「土方をバカにしていたら、土方で終わったよ。人はバカにするものでないよ」と語るKさんの思いは、こうした半生をかえりみてのことであったようだった。

Kさんのアパートの二階には実姉のNさん（64才）がいる。北海道の砂川に敗戦直後までくらしていたことがある。小泊村には息子さんもいて、自分の部屋もあるけれども、元気なうちは働きたい……と、合い間をみては縫い物をしている働き者だった。

「みんな、私らをみて」どんな生活をしているんだろうかと思っているだろうね」と逆に聞かれた。私は、これまで、道外からの労働力なくして、道路が出来ないと、その影の力、女の人たちの力と生活に思い及ぶことが少な過ぎたように思う。

出稼ぎに来る。それは生やさしいことではないようだ。

同じグループで働いた炊事婦の御主人も、その夜、立ち寄り、こんな話が交わされた。「もし、今年も行くといふのなら、きちんと仕事をしてもらわないと困るよ。よく、その事を奥さんに話しておいて頂戴。」とそれは真顔であった。仲間同志の掟を垣間みたようであった。

そして、61才のMさんが、金木を出発する間に駆けつけてくれた。富山県から北海道へはじめて就労先をかえたグループの新顔である。営林署勤務であった夫の死後、六人の子を育て、軽い障害をもつ息子さんに同行して十年になる。元気とはいえ、太った体に、心臓病など、私は気になった。

北海道では五時前起床、炊事、夜は八時過ぎまで後かたづけがかかる毎日を送るKさんも、冬の自宅では、九時まで床にいる。このぬくもりゆえに、夏は頑張り通すのであろうか。

出会った、肝っ玉おっかさん三人はその年（昭和五十五年）も札幌・帯広・釧路で働いた。しかし、いつもなら、年末、ギリギリまで働いていたのに、公共工事の減少がひびいて、十一月で仕事は切り上げ、十二月九日特急に乗って青森へ帰った。

唐草文様まがいの風呂敷を背中にしょって、サンダルばきである。「長ぐつは荷物で送ってしまったから……」、「やあーや、ごんぼう、ほってなあノ 元気なのに、どうしてかえすんだってねノ」、働く意志を訴えても戻るしかなかったようだ。

Kさんの次のたのしみは恒例の娘さん一家と温泉へ行くことらしかった。

## 二、ケガシ（凶作）の年

一九八〇年の冷夏は青森県の米の収量（十アール当り）において、前年の日本一から沖繩を除いて、最下位へとつきおとした（「デリーー東北」<sup>80</sup> 11/1）。東北農政局発表（<sup>80</sup> 10/15）によれば津軽は平年作を一〇〇とする。と作況指数は七十五となっていた。新聞紙上にはその指数に対する疑問も出されていたが、東京から来た探訪者の記事が私の記憶に残った。それは、私も通った中里町では一本の畔道をはさんで、稲穂がピンと空を見上げている所と重く頭をたれている所があり、専業農家と出稼農家の違いから生じているということであった。

北海道へ出稼ぎに来ている人は約八千三百人、その五

十四％を青森県が占めている（昭和五十四年度 北海道労働部職業対策課調べ）。職業安定所を通さないうで就労している人々も多く、雇用保険受給資格に満たない短期就労者も含めると実数は増すことは明らかと言われる。

その一〇％前後を婦人労働者が占めているのではなからうか。産業別では建設業に七割方が従事し、漁業、製造業、林業の順となっている。就労期間は北海道で仕事のある四、五月から十一、十二月まで働く人々が多いが、製造業のほとんどを占める女子の場合だけは農作物に合わせた短期就労を含んでいる。

このような北海道への就労傾向から、専業農業者や、その家族が来道することは少なく、むしろ、出稼専業の人々が中心であるようだ。それでも、自分の家で食べる飯米程度は作っている人もいて、留守宅の父母や妻が賃仕事の合い間をみて、米を作っているようだ。

農地の面積を問わず、冷害につよい営農するには、じっくり農業に取り組むことが肝心であることを、先の記事は物語っていよう。出稼ぎはその取り組む期間を奪ってきた。

青森県の「東奥日報」には旧暦の日付が毎日印刷され、

旧暦とのくらじのかかわりを痛感させられるが、同紙に十一月下旬、「凶作片々」という記事が連載された。北海道との関係で興味つきぬものがあったので、それを混じえて、二、三紹介したいと思う。

① 「凶作・不作、四年毎に」この千二百年間に東北地方は冷害による凶作・不作は三百回に及んでいること。明治に入ってから牛馬と同様な生活を送り、「青森県は年々歳々ひどい凶作に見舞われたが、北海道はもっと、ひどいものだった。」と昭和三十九年の十勝で一家心中の悲劇を思い起こしている。

大正二年は大凶作で、それ以来の異常低温（町報）ろくのへ「九・十月号」と報じているが、この六戸町を含む太平洋沿岸は、特に冷たいヤマセ（偏東風）が吹いて、先の作況指数がゼロまたは、ひとけたといった状態に追いやられている。私は一昨年秋、六戸町の小学六年生が「農家だから、出稼ぎに行かなければならない」と父を送る作文を書いていたことを思い出した。

② 「ニンシ場へ出稼ぎ」北海道、樺太へとやってきた渡り漁夫・ヤン衆のソーラン節に「ヤマセ、吹かせた松前さ渡る、あとは野となれ、山となれ、チョイ」と

南部農民の捨てばちな思いがこめられ、又、「女郎買いするよりモモヒキ買えば、腰から下までみな入る、チョイ」と前借をして、家族の生活費として、大半を渡し、その残りでジャツやモモヒキを買えば、女郎買いなどする金はないと自嘲と哀愁がこめられた文句があるという。松前追分の文句には「やませ風、別れの風だよあきらめしゃんせ、いつまた逢うやら逢わぬやら……」というのがあって、港町の女にとっては別れの風、船のりにとっては故郷に帰る喜びの風、これがヤマセだという。

③ 「凶作と出稼ぎ」男ならばヤン衆として北の海へ、女は身売りをして生活苦の穴うめと口べらしをした。昭和六年の凶作には蟹工船に九百四十五人、身売りは二千四百七十七人（そのうち県外に一千五百五十九人）、昭和九年には五千人を越えた、と紹介されている。

昭和六年にレコーディングされた「酒は涙か溜息か」の歌詞が函館で、新聞記者であった高橋掬太郎によって作られ、当時、函館が東北以北随一の花街であった（北海道の文学碑めぐり「赤旗」81頁<sup>1/23</sup>）という。

このことは凶作による出稼ぎ、身売りと北海道にかけた者の思いが函館にうごめき、全国的な世相の一端を反



映していたことを示していよう。

「凶作片々」(武田三作 「東奥日報」社 顧問)に  
は江戸時代から、松前・蝦夷地は東北地方にくらす人々  
にとって、往來のある生活圏であったことに触れられて  
いないが、女は積丹半島の神威岬以北通ること、とある。  
御法度の時代、いったい、どのように男も女も働き、く  
らしたのであろうか。

ともかく、武田氏が書かれるごとく、「凶作の悲惨を  
そのたびごとに苦痛をなめながらも農民は土地に執着し  
た。大地に裏切られながらも農村を捨てられない彼らが  
飛びついたのは季節労働者であった。」ということは今  
にも続いていることであろう。

### 三、出稼ぎ事故は重く

#### 婦人たちにのしかかる

出稼ぎは生活全般にわたって、何らかのゆがみを生じ  
させやすい。それを最少限におさえるべく、一人一人努  
力を重ねているのが現実であろう。

昨年、凶作で出稼ぎ事故が増えそうだと言われてい  
た矢先の十一月十日、千葉県下の下水道工事で、青森県

出稼者が二名死亡した。

この事故について、十二月放映の「明るい農村」(N  
HK)では十五分程度取り上げた。登場した労働省安全  
衛生部長は、出稼事故をなくすためには「元を正して」  
と発言していた。その元とは、地元での職安を通した正  
常ルート就労により、健康診断・安全教育の徹底をはか  
ることであるという。

このことは、あの時期に起こりやすかった事故への警告  
としては、あまりに型通りの指摘ではなかったらうか。

死亡した竹村さん(平賀町)は、米、りんごをつくり、  
近年、十一月から四月までは出稼ぎが必要で、奥さんは、  
近くの製縫工場で働き八万円の現金収入を得ていた。二、  
三年後には家をたてるのが夢であった。奥さんの許には  
姑さん、高一、小一の二人の男の子が残されているとの  
ことであった。

次に、北海道にみられる事故を「北海道新聞」紙上か  
ら拾ってみることにする。

昭和五十三年十二月十八日付の「歳末かわら版、まど」  
の欄には、宗谷沖の海難事故で十人中八人がまだ行方不  
明で、その妻の嘆きを紹介していた。

当時、二十二才の律子さんは、青森県八戸市で二年前に結婚、夫が漁船に乗っている兄をたよって稚内に来ていたので、稚内に移り住み、双子の女の子を得たところであった。「八戸の両親のところへ帰ろう」と思ったが、「私がいなくなったら、あの人の帰るところがなくなってしまう」と稚内で夫を待っていた、という内容である。

ここには、たとえ、出稼ぎをやめて、知人を頼って北海道へ移り住んでも、危険の多い仕事が続いている、季節労働者の複雑な環境が語られているのではなからうか。事故から二年、桑木さん一家の御健康を祈るばかりです。

次に紹介したいのは昨年十月七日付、社会欄の一番下、十二行ほどの記事である。「大工さんが転落死」、故岩森さん（32才）の住所（札幌のみ）と、足をすべらせて六メートル下の砂地に何かの拍子でバランスを崩して転落したらしい、と書かかれていた。

私は偶然にも、事故が起る一ヶ月程前に、岩森さんのお母さん（60才）に会っている。「今年の仕事がもうなくなるので、帰えるからお話することはないんですよ。」と言われながらも、昼の休憩時間をさいてもらって

た。たまたま伺った亡き御主人のことと、思い合わせる。と、みよさんの悲しみの深さは私などが、推し測りようもないことにちがいない。十五年前に漁師から、土工夫として北海道に出稼ぎに出て、その四ヶ月後に腰痛のため、弘前大学病院、能代（秋田県）の病院で三年半の看病の甲斐もなく、御主人を失っているからである。

五人の子供を成人させ、あとは娘さんの嫁入り仕度と、御主人の墓石費用を蓄えようと、実弟のグループに加わり、出稼ぎ二年目であった。他の年輩者と同様に、出稼ぎに出れるようになるまでは子育てと収入を得ることに追いまくられる日々であったろう。「あたりで、何を言われても、子供を育てることで一生懸命だった」という。肝臓を悪くして入院、それでも、夜・昼働かねばならなかった。子供さんたちはみな、よく頑張って、成績もよく、まっすぐに伸びて、娘さんは県下一番の珠算の腕を生かして、東京で月収十五万、ボーナスも四十万も、もらえるようになっていた。「母さん、もう、出ないで、父さんの分まで生きて！」と言われていた、小柄なみよさんが、さらに重荷をしょいこんでしまったとは……、

一人一人の努力では払いきれぬ現実があることを知らされるのではなからうか。

#### 四、母と子のきずな

北海道へ来る婦人たちは二十代後半で就学前の子供を同行している場合と、五十代で子供が学業を終えたり、単身者が自分の生活費を得たい場合の二つの層に分かれている。しかも、留守宅に子供がいる場合はその祖父母が健在であるという条件がほとんどいえるようか。出会った人々の中から、家族のきずなをさぐってみることにする。

旭川で働くIさん(54才)は四人の子を育てたが、一度も子供を同行したことはない。82才になる姑さんの協力があって、夫婦で出稼ぎをして二十年。その御主人も四年前に舌ガンのため、札幌で亡くなっている。この冬は娘さんのいる関東で炊事の仕事に励んでいることであろう。

滝川で働くMさん(51才)は夫婦出稼ぎ、十九年。現在、同居している一人娘(28才)をおいて出た一ヶ月は眠れなかったと当時を思い出していた。

小樽で働くKさん(24才)は結婚二年目、はじめて出稼ぎに出た。生後六ヶ月の我子を同行したものの、ハイハイをはじめて目を離せず、八ヶ月の時に青森の実母に預けてきたという。盆の帰省は十日ほどであろうが、目を赤くしながら、待ち遠しそうであった。

留守宅では、親の不在が恒常化して、事故で父母を失っても、その悲しみを知らないという悲劇があると語っているのを讀んだことがある。小学生のいる三十代の父親に私は聞いてみた。「久し振りに帰ると、子供さん、ちょっと、恥しそうにするでしょう。」と。すると、「わしだって、どうやって、おっかあに、手を出そうかって思うものなァー」という答えが帰ってきた。

雇用保険制度になって、失業手当が九十日から、六十日分の一時金支給となり、我家で家族と共に過ごすのはお盆の一週間と正月の数週間。仕事を求めて、夏は北海道冬は関東へと出かける、健康な働き盛りの父親たちの増えつつある姿である。

子供たちの目は、よく父母の姿を追っていて、出稼ぎ先へ送られる作文集には、「夕食後、ラインと電話が鳴ると、一番喜ぶのは、お母さんです。」と書かれている。

文集には、父母の頑張る姿を理解しようとする子供たちの心が自然にあらわされていると思う。札幌の小学四年生に編入（五、十二月）した千賀子ちゃんは三年生のとき、下田町の『やまびこ』に作文を書いた。「お父さんはいつごろ帰ってくるんですか。千賀子はまちどおしいです。はやく帰ってきて下さい。……わたしはいっしょうけんめい、ゆうぎの練習をします。こんどから、ベんきょうもがんばります。お父さんも、がんばって下さい。」

そして、お父さんが北海道へ出かける時、「いっしょに行くかノ」というと、その気になって、母親も炊事婦として同行することになったのだった。三十人、三クラス編成から、五十人、六クラス編成へ、教科書は全部ちがう。でも、近所に同学年の仲よしが出来て、ことばの不慣れも何のその、元気に毎日を過していた。

また、小学校に入る前の子供たちをもつ母親の悩みは、友だち、予防接種に関することであつた。

千歳で八戸市や岩手県出身者の炊事を賄うKさん（29才）は六才と三才の二児を同行、結婚前は名古屋の製造業に就き、結婚して、父親たちのグループの一員となつ

た。千歳市内の友だちには幼稚園児が多く、保育時間は短いけれども、保育所から幼稚園に切りかえたということであつた。子供の入学時にははじめて同居する姑さんと留守宅を守ることになりそう、新しい不安も混じつていた。

旭川の農業土木工事で働くNさん（38才）は、小学二年生から中学三年生までの四人を実母に預け、六才児を同行している。人なつっこい女の子は言葉は少なかつた。甘い飲みもの、おかしをよく食べているようだった。「外に出て働く、縫い物なんかしたくなくなるし、年とれば地元では使わないからねノ」と言っていたNさん、今年はお母さんの許可が出るであろうか。

帯広で会つた六才の男の子は「おみやげがなくてねノ」という私を、「おばさん、あそこにお店があるよノ」と玄関先へ出ておしえてくれた。私は写真を写すことで、おねだりはガマンしてもらふことにした。

函館にはおばあちゃん（60才）と父親に同行しているケースもあつた。お母さんは地元で働いているという。

出稼ぎで、父母に同行できること、それはいくばくかの安心はあつても、そこは父母の仕事をするための生活

の場であつて、たとえ広い野山があつても、仲間のいない、子供の生活の場所ではない。

就労地での保育所入所への希望も聞かれる。京極町では入所のため住所を移していたし、江別市ではすぐとなりから季節保育所の楽しげな声が聞こえるけれども、住民票がないので入れないという。

遊び友だちを、青森でも、北海道でもつくつてやりた、母の願ひは簡単なことではなく、予防接種も住民票がないので、就労地では困難である。

出身地の保健所の証明を持参している人はほとんどなく、「出かける四時間前まで、実家の田植えをしていてね、それから荷物をまとめて……」（23才・乳児・三才児同行）という慌しい出発の場合もあった。

選挙の不在者投票用紙が就労地に送られるように、生活上の必要書類が送付されるような援助の手があつてもよいのではなからうか。

## 五、働き通した者の心意気

「今が天下で、知らない人はいないよ。」というMさん（64才）は定山溪の林業の炊事を担って二十五年にな

る。大工だった御主人は千島の戦地から戻り、北海道へ出稼ぎして一年後に亡くなった。「どうせ死ぬなら、兵隊で死ぬばいいものを……」という思いも、姑さん、御主人の弟妹、子供五人（一人は九才で死なせた）を残されては、無理からぬことであつたにちがいない。

出かけるきっかけは、当時二十才の娘さんが紋別の水産加工場から、沈没した「洞爺丸」の前便で帰宅、「母さん、行つてもいいよ！」の一言だった。みそ汁、ごはんを二斗釜で炊き、おかずは焼き魚程度であつたらしい。お会いした別れぎわに、採りたてのアイヌねぎを「もし、よかつたら……」と手渡しながら、正油につけて、冬に食べることを教えてくれた。山の造材は冬仕事である。夏のうちに、山菜の工夫をこらしたことであろう。

札幌市内で雑役婦をして十五年のIさん（56才）は単なる、かたづけをする雑役婦ではない。資材のだんどりから、完成した建物を依頼人に引渡す時の細かな点検をもする、なくてはならぬ腕を見込まれているようであつた。日焼けした顔、身軽な動作が、現場で白い頭布をかぶったIさんを思い起こさせる。御主人は篤職で夫婦の月収三十三万円とか。十年前に同行した若者の急死で、

今は二人だけで、来ている経過をもっていた。

金木で会ったNさんは「飯たき、飯たきとバカにするな！」と言ったものだという。小人数の就労先では、人件費、光熱費の高騰から、炊事婦をおかないケースも出ている近年、改めて、働く者のエネルギーをあづかってきた、女の力を見直してもよいのではないだろうか。

羅臼の漁場に、羊蹄山のふもとや十勝の製造業にも、東北地方から季節的に婦人たちはやってくる。

出稼ぎ者だから、住民票がないから、〇〇は出来ない：などと、国連婦人の十年、後半期行動プログラムが世界会議で採択された今日、放っておくことはできないであろう。

婦人移住者（賃金取得者及び移住労働者の家族の双方を含む）が移住国の国民と同様に教育・訓練・雇用・援助・保健サービスを受けることが出来るよう取り計らうべきである（パラグラフ 二〇四番）。それは一二四番の精神にも合致する国内的課題ではなからうか。

そして、後半期の目標たる「最も不利な層の婦人」の地位向上をめざすことの筆頭にあげられるべき人たちこそ、出稼婦人労働者ではないのか、と思うのです。

## 二、北大女子院生実態調査中間報告

北大女子院生の会

「北大女子院生の会」は一九七八年十月に、理系研究科有志の呼びかけによって発足した。約一年間は、まず学内に点在する女子院生の横のつながりを作り、話し合える場を作ろうということで明確な活動方針は持たずに、各研究室で女子院生が抱えている問題、就職、野外での研究活動に伴なう困難、研究テーマ設定、結婚、出産・育児等様々な話題を取り上げて話し合ってきた。その話し合いの中で個々の問題は全く異なった形として現われているが、それは女子学生、女子院生、広くは婦人研究者全体が共にぶつかっている問題の個別の現われであり、いろいろな困難にくじけずに、研究者として社会の期待に応えうる力を身につけていくためには個々の問題の共通の根源をより明確にとらえる必要があることを感じた。そこで現状を正確に把握することがまず第一歩であると考え、北大の女子院生、研究生を対象とした実態調査を行なった。

一九七九年六月より準備を開始し、十月～十一月にかけての会のメンバーができる限りの院生、研究生に就いて依頼するという形で実施した。結果についてはまだ十分な検討を加えていないので、ここでは全体の傾向について簡単にまとめ、特徴のある項目についていくつか取り上げてみた。サンプル構成は以下に示す通りである。

M C 三二人    D C 二三人    研究生四人

文系一三人    理系四六人

年令 二二～三七才

配偶者あり 七人

子供あり 四人

奨学金受領者 二七人

アルバイト従事者 二九人

文系と理系で顕著な差が見られたのは、(1)大学院進学  
の動機、(2)M C 在学者のD C 進学の意味の二項目である。  
(1)については、文系では①学部での勉強がもの足り

なかった、②将来研究者になるつもり、の比が1:2であるのに対し、理系では逆転して2:1となっている。これは文系と理系では大学院の性格が少し異なっていることがひとつの原因であろう。②については、文系ではMC六人中五人が、DC進学の意志ありと答えたのに対し、理系では二四人中DC進学希望者は七人だけであった。はじめは、理系にはMCを高度な技術と知識を身につけた技術者養成の場と見る傾向の強い工学部などが含まれているためと考えたが、この傾向のより少ないと見られる理学部でもMC五人中DC進学希望者が一人であることからこれは理系研究科全体に現われている特徴と考えられる。これは大学院の性格の差とともに、理学部を中心に深刻になっているOD問題が、ただでさえ少ない女子院生の就職の展望をさらに小さくしていることが大きな原因であろう。

研究上困難を感じている点は、自己の能力二九人、体力一二人が圧倒的に多く、次いで経済上一一人、健康九人、人間関係七人、研究指導六人、家族関係四人であった。アルバイト従事者は全体の五〇%であったが、その八〇%は経済上の必要性からと答えているので、研究上

の矛盾をかかえながらもやむなくやっていると考えられる。それはアルバイトをしていない人の八〇%が、時間的余裕がないことを理由にしていることにも示されている。

回答者のほとんどは就職の意志を持っているが、意志なしと答えた人が四人いたことは意外な結果であった。希望する職種は、国公立研究機関四二人、民間研究機関一二人、教員一〇人が中心であるが、希望の職につける見通しがあると答えた人は全体の一〇%で、少ない、あるいはほとんどないという人が大部分であった。希望の職にこだわらない場合でも理系では見通しのある人が増加するが、大勢は変化しない。

困難を感じる最大の点は自己の能力であり、進学の際に障害のあった人はほとんどいない等、調査結果だけから見ると、全体として北大の女子院生は自己の置かれている状況を意外に明るくとらえているという感想を抱いた。しかしDC進学希望者は減少傾向にあるような印象を受けたし、また実際に障害があった人は進学を断念したと考えれば、現在大学院に在学する人は比較的恵まれた状況にある人であろう。とはいえ、進学を断念した女



子学生のかかえていた困難は、在学中の院生が、進学、就職の際に感じた障害、自分自身の迷いを語るアンケート中の生の言葉の中から推察することができる。アンケートに現われている結果はかなり表面的なものであるが、今後さらに検討を加えるとともに、この調査を我々がより広い視野に立って考え、現実をしっかりと認識するための資料として役立てたいと考えている。

事例的ですが、女子院生の声をいくつか紹介します。

#### 進学の際の障害

- 生活費・授業料・結婚等の問題で、両親の反対があった。(理系・研究生)
- 出産後再び勉強する事に対する周囲の感情、夫との別居、経済上の問題、子供のあずけ先。(理系・研究生)

○M C 進学の際は特にありませんでしたが、D C 進学の段階で結婚の時期、今後の就職問題がからみ、女性であることの一つの難しさを私なりに感じました。

#### (文系)

○障害というより、就職できるということを前提として考えた場合、就職が困難な上に自分が希望する場所ので就職することができないのではないか……という

不安があった。今もあるが……。(文系)

#### 就職、女性であるための困難

○女性であるために就職の関口は非常にせまい。研究職はもとより、技術職でも女性はアルバイトのみという所が多かった。女子は大学院に進むことにより就職はさらに難しくなる。(理系・M 2)

○職種によっては成績がよくても落とされるらしい。

#### (理系・D 2)

○国立研究機関の責任ある地位の人が、女性是不用と言った。(理系・D 3)

○研究所では女性はテクニシャンとして使われ、病理学者として働く場がない。(理系・M 1)

○結婚・勤務時間等で女性はとらなないと初めから断わられたことが多い。(理系・研究生)

○体力がものをいう実験主体の講座です。(理系・D 3)

○特に女性は就労地を選んでいたら就職できないが、その場合、結婚への見通しがたてられなくなる。

#### (文系)

○国立研究機関の場合でも、公ではないが男性を優先することが多い。最近の教官公募に際して経験した。(文系)

## 婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃条約

## 第34回国連総会 一九七九・十二・十八採択

本条約の締約国は、

国際連合憲章が、基本的人権、人間の尊厳および価値、ならびに男女同権についての信念を再確認していることに留意し、

世界人権宣言<sup>(1)</sup>が、差別否認の原則を確認し、すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利において平等であり、なびとも性にもとづく差別 (distinction) をふくめ、いかなる種類の差別をもうけることなく、同宣言に掲げられた権利と自由を享受することができることを、宣言していることに留意し、

国際人権規約<sup>(2)</sup>の締約国は、すべての経済的、社会的、文化的、市民のおよび政治的権利を享受するにあたって、男女に平等な権利を保障する義務を有することに留意し、

国際連合および国際連合専門諸機関の主張

のもとに締結された男女同権を促進する諸国際条約を考慮し、

国際連合および国際連合専門諸機関によって採択された男女同権を促進する決議、宣言および勧告に留意し、

しかしながら、これらのさまざまな文書があるにもかかわらず、婦人に対する広範な差別がいぜんとして存続していることを憂慮し、

婦人に対する差別は、権利平等および人間の尊厳尊重の原則を侵害し、婦人が男性と平等の条件で、国の政治的、社会的、経済的および文化的生活に参加するうえでの障害であり、また社会と家族の繁栄の増進をさまたげ、そして国家および人類に寄与する婦人の能力の完全な開花をいっそう困難にさせていることを想起し、

貧困な状況のもとでは、婦人は食糧、健康、教育、雇用のための訓練と機会、ならびにその他の必要を最小限しか取得できないことを憂慮し、公平と正義にもとづく新国際経済秩序の確立は、男女平等の促進に重要な貢献をするものと確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種優越主義 (racism)、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領と支配および内政問題への干渉の根絶が、男女の権利を完全に享受するうえで、欠くことのできないものであることを強調し、

国際的平和と安全の強化、国際緊張の緩和、社会・経済体制のいかにかわりなく、すべての国家の相互協力、厳格でかつ効果的な国際的管理のもとでの全般的完全軍縮、とくに核軍縮、諸国家間における公正・

平等・互恵の原則の確認、外国支配および植民地支配と外国による占領のもとにある人びとの、民族自決と独立の権利の表現、および国家主権と領土保全の尊重が、社会進歩と発展を促進し、その結果、男女間の完全な平等の達成に寄与するであろうことを確認し、

国の十分な、かつ完全な発展と世界の福祉と平和の事業は、男性と平等の条件で婦人があらゆる分野に最大限に参加することを必要としていることを確信し、

これまで十分にみとめられていなかった家族の福祉と社会の発展に対する婦人の大きな貢献、母性の社会的重要性および家族と子どもにおける婦人の役割に留意し、出産における婦人の役割が差別の根拠となつてはならず、子どもの養育は男女と社会全体の共同責任を求めていることを認識し、

社会と家庭での婦人の役割と同様に、男性の伝統的役割の変革は、男女の完全な平等を達成するうえで必要とされることを認識し、

婦人に対する差別撤廃宣言にのべられている諸原則を実施すること、そして、その目的のために、あらゆる形態の差別とそのあらゆるを除去するに必要な措置をとることを決意

し、

下記の事項に同意した。

(1) 総会決議二一七A (III)

(2) 総会決議二二〇A (XXI)

付属文書

## 第一部

**第一条** この条約にとって、婦人に対する差別、という用語は、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他あらゆる分野において、婚姻上の地位にかかわらず、男女平等を基礎として、婦人が人権と基本的自由を承認され、それらを享受、行使することをさまたげ、または無効にする効果や目的をもつ、性にもとづくすべての差別、排除、または制限を意味するものとする。

**第二条** 締約国は、婦人に対するあらゆる形態の差別を非難し、すべての適切な方法によつて、すみやかに、婦人に対する差別を撤廃する政策を遂行することに同意し、この目的のために以下の義務を負うものとする。

(a) 男女平等の原則を、自国の憲法または他の適切な立法のなかに組み入れていない場合は、これを条文化し、法律と他の適切な方

法によって、この原則の具体的実現を保証する。

(b) 婦人に対するすべての差別を禁止し、妥当な場合は、罰則をふくむ適切な立法および他の措置をとる。

(c) 男性との平等を基礎として、婦人の諸権利の法的保護を確立し、権限を有する法延および他の公的機関を通じて婦人をいかなる差別行為からも効果的に保護することを保証する。

(d) 婦人に対する差別行為、または慣行を停止し、公権力と公共機関が、この義務にもとづいて行動することを保証する。

(e) いかなる個人、団体、または企業による婦人に対する差別も除去するためのあらゆる適切な措置をとる。

(f) 婦人に対する差別を構成する現行の法律、規則、慣習および慣行を改正または廃止するため、立法をふくむあらゆる適切な措置をとる。

(g) 婦人に対する差別を構成するすべての刑法上の規定を廃止する。

**第三条** 締約国は、すべての分野で、とくに政治、社会、経済および文化の分野におい

て、婦人の全面的な開花と向上を保証し、男性との平等を基礎として、婦人が人権と基本的自由を行使し、享受することを保証する目的のために、立法をふくむあらゆる適切な措置をとるものとする。

**第四条** 1 締約国が、事実上の男女平等を促進する目的で、暫定的な特別措置をとることは、この条約で定義されている差別とはみなされないものとする。しかし、その結果が不平等もしくは別個の基準を維持することになってはならない。機会と待遇の平等という目的が達成されたときには、これらの措置は停止されるものとする。

2 締約国が、この条約に掲げられているこれらの措置をふくめ、母性の保護を目的とする特別な措置をとることは差別とはみなされないものとする。

**第五条** 締約国は、次に述べるすべての適切な措置をとるものとする。

(a) 両性のいづれか一方の性を劣等視または優越視する観念、または男女に対する固定の役割にもついた偏見・習慣およびあらゆるその他の慣行の撤廃を達成することをめざして、男女の社会的、文化的行動形態を改善

する。

(b) 家族に関する教育は、社会的機能としての母性の正しい理解、児童の養育と教育は男女共通の責任であるとの認識をふくむことを保証する。あらゆる場合に、児童の利益は優先的に考慮されると理解される。

**第六条** 締約国は、あらゆる形態の婦人の売買および売春による搾取を禁止するため、立法をふくむあらゆる適切な措置をとるものとする。

## 第二部

**第七条** 締約国は、国の政治的、公的生活において、婦人に対する差別を撤廃するために、あらゆる適切な措置をとるものとする。とくに、男性と平等な条件で、つぎの権利を保証するものとする。

(a) すべての選挙および国民投票に投票し、すべての公的選出機関の選挙に被選挙権を与えられること。

(b) 政府の政策の作成およびその実施に参加し、公職につき、かつ、政府のあらゆるレベルにおいて公務を執行すること。

(c) 国の公的、政治的生活に関係する非政

府団体および組織に参加すること。

**第八条** 締約国は、男性と平等の条件で、いかなる差別をもうけることなく、国際的レベルにおいて、自国の政府を代表し、国際諸組織の活動に参加する機会を婦人に保証するために、あらゆる適切な措置をとるものとする。

**第九条** 1 締約国は、婦人に、その国籍の取得・変更または保持に関して、男性と平等の権利を付与するものとする。締約国は、とくに、外国人との婚姻も、婚姻中の夫の国籍の変更も、決して自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし、または夫の国籍を妻に強制するものではないことを保証するものとする。

2 締約国は、子どもの国籍に関して、婦人に男性と平等の権利を付与するものとする。

## 第三部

**第一〇条** 締約国は、教育の分野において、男性と平等の権利を保証するために、婦人に対する差別を撤廃するあらゆる適切な措置をとるものとする。とくに、男女平等を基

礎に次のことを保証する。

(a) 都市および地方のあらゆる種類の教育施設における進路と職業指導、学習の機会、終了証書取得への同等な条件。この平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、職業教育と高等技術教育およびあらゆる種類の職業訓練において保証されるものとする。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一水準の資格をもつ教職員、同質の学校施設と設備への平等な機会。

(c) 教育のあらゆるレベルとあらゆる形態における男女の役割の固定概念の除去。この目的を達成するのに助けとなる男女共学その他の教育の促進。とくに教科書、学校計画の改正と教授法の適用。

(d) 奨学金その他の教育補助をうける同等な機会。

(e) 成人および効果的な識字教育計画をふくむ継続教育。とくに最も早い時期に、男女間の教育上の格差をへらす目的をもつ教育計画への同等な機会。

(f) 女子学生の中途退学率の減少。早期退学の少女と婦人への教育計画の編成。

(g) スポーツおよび体育教育に積極的に参

加する同等の機会。

(h) 家族計画についての情報と助言をふくめ、家族の健康および福祉の保証を助ける特別の教育的情報を得る機会。

第一条 1 締約国は、雇用の分野において、男女の平等を基礎として、同一の諸権利を保証するために、婦人に対する差別を撤廃するあらゆる適切な措置をとるものとする。とくに

(a) すべての人間の譲ることのできない権利としての労働の権利。

(b) 雇用の選択に際して、同一の基準の適用をふくむ、同一の雇用機会を得る権利。

(c) 職業と雇用の自由選択の権利、昇進・職務保証 (job security) および勤労に関するすべての給付と条件 (all benefits and conditions of service) に対する権利、養成訓練・上級職業訓練・再開発訓練 (recurrent training) をふくむ職業訓練と再訓練を受ける権利。

(d) 同一価値労働に対して、諸給付をふくむ同一の報酬と、同一の待遇を受ける権利、〔その〕労働の質の評価にあたって同一の取扱いをうける権利。

(e) とくに退職、失業、疾病、廃疾および老齢もしくは他の労働不能の場合に有給休暇を取得する権利と社会保障を受ける権利。

(f) 労働条件に関して、出産機能の保全 (the safeguarding of the function of reproduction) をふくむ健康の保護と安全への権利。

2 婚姻もしくは出産を理由とする婦人に対する差別を防ぎ、婦人に夫効ある労働権を確保するために、締約国は、以下の適切な措置をとるものとする。

(a) 妊娠もしくは出産休暇を理由とする解雇、および婚姻上の地位を理由とする解雇における差別を、罰則をもって禁止すること。

(b) 現職を失わず、先任権、社会手当 (social allowances) を失わずに、有給もしくはそれに相当する社会給付 (social benefits) をともなう産休を導入すること。

(c) 両親が家庭の責務と、職業上の責任および公的活動への参加とを調和させるために必要な援助的サービス等の供給を促進すること。とくに保育施設網の設置および発展を奨励すること。

(d) 妊娠中の婦人に有害であると判明した

労働において、特別の保護を与えること。

3 本条約中に定められた諸事項に関する保護立法は、定期的に、科学的、技術的知識にてらして再検討され、必要に応じて修正され、廃止されまたは拡張されるものとする。

第一二条 1 締約国は、男女の平等を基礎として、家族計画をふくむ保健医療サービスの利用を保証するために、保健医療の分野での婦人に対する差別を撤廃するあらゆる適切な措置をとるものとする。

2 本条第一項の規定に加え、締約国は、婦人に、妊娠・出産・産後期間に関連する適切なサービスを保証し、妊娠中および授乳期間中十分な栄養を与え、必要な時は無料のサービスを与えるものとする。

第一三条 締約国は、経済的、社会的生活の他の分野において、男女の平等を基礎として、同一の諸権利を保証するために婦人に対する差別を撤廃するあらゆる適切な措置をとるものとする。とくに、

- (a) 家族給付をうける権利。
- (b) 銀行ローン、担保、およびその他の形態の財政的信用貸付への権利。
- (c) レクリエーション活動、スポーツおよび

びあらゆる文化生活に参加する権利。

第一四条 1 締約国は農村婦人が直面している特別の問題を考慮に入れ、かつ経済的に無償の分野での労働をふくめ、農村婦人がその家族の経済生活の維持において果たしている重要な役割を考慮に入れ、農村婦人に対するために、あらゆる適切な措置をとるものとする。

2 締約国は、男女の平等を基礎として、農村婦人が、農村の開発に参加し、利益を享受することを保証するために、彼女たちに対する差別を撤廃するために、あらゆる適切な措置をとるものとし、とくに、以下の権利を保証するものとする。

- (a) すべての段階での開発計画の立案および実施に参加する権利。
- (b) 家族計画に関する情報、助言ならびにサービスをふくめて十分な保健医療施設の便宜を受ける権利。
- (c) 社会保障計画から直接的に利益を享受する権利。
- (d) 効果的な識字教育をふくむ、あらゆる種類の公式または非公式の訓練および教育を

受ける権利。とくに、技術的能力を増進するために、すべての地域社会の、より広範なサービスを受ける権利。

(e) 雇用もしくは自営を通じて経済的機會を平等に取得するため、自助グループまたは協同組合を組織する権利。

(f) 一切の地域活動に参加する権利。

(g) 農業クレジットとローン、市場施設、適切な技術修得への権利。土地および農業改革、土地再定住計画において平等の待遇を受ける権利。

(h) とくに、住居、衛生、電力と水の供給、輸送と通信に関して、適切な条件のもとで生活する権利。

#### 第四部

第一五条 1 締約国は、法の前における男性との平等を婦人に与えるものとする。

2 締約国は、民事において男性と同一の法的能力およびこの能力を行使する同一の機会を婦人に与えるものとする。とくに契約を締結し財産を管理する平等の権利を婦人に与え、法廷および審判所のあらゆる段階の手続において、男性と平等に扱うものとする。

3 締約国は、婦人の法的能力の制限を意図する法的効力をもつすべての契約およびその他のいかなる種類の私的文書も無効とみなすことに同意する。

4 締約国は、移住および住居と居住地の選択の自由に関する法律について、男女に同一の権利を与えるものとする。

第一六条 1 締約国は、婚姻と家族関係に関するすべての事項において、婦人に対する差別を撤廃するためのあらゆる適切な措置をとるものとする。とくに、男女の平等を基礎に、以下の権利を保証するものとする。

(a) 婚姻の成立に関する同一の権利。

(b) 配偶者の自由な選択および双方の自由かつ完全な合意によつてのみ婚姻状態に入ることに同一の権利。

(c) 婚姻中および婚姻解消にさいし、同一の権利と義務。

(d) 婚姻上の地位にかかわらず、子どもに關連する事項について、両親としての同一の権利および義務。あらゆる場合において、子どもの利益は最高のものである。

(e) 子どもの数と出産の間隔を、自由に責任をもつて決める同一の権利、これらの権利

を行使することができるための情報、教育、手段を入手する同一の権利。

(f) 児童の保護者、後見人、管財人および養子縁組に関する同一の権利と義務。あるいは、国内法にこれらの概念が存在する類似の制度についての同一の権利と義務。あらゆる場合において子どもの利益は最高のものである。

(g) 姓、専門的職業と一般的職業の選択の権利をふくむ夫婦の同一の個人的権利 (Personal rights)。

(h) 評価される価値の有無にかかわらず、財産の所有・取得・運営・管理・享受・処分に関する配偶者双方の同一の権利。

2 児童の婚約および婚姻は、法的効力のないものとされる。婚姻のための最低年齢を特定し、かつ公式に婚姻登録をすることを義務づけるための立法をふくむ、すべての必要な措置をとるものとする。

## 第五部

第一七条 1 この条約実施の進捗状況を検討するため、本条約が効力を発した時点に一八名、三五番目の国が批准または加入した

時点で二三名の人格高潔で、かつ本条約が網羅する分野において権威ある専門家から成る「婦人に対する差別撤廃委員会」(以下委員会と称す)を設けるものとする。これらの専門家は締約国によつて、その国民のなかから選考され、個人の資格で任務を遂行するものとする。この場合、公平な地理的配分と、主要な法制度および異なった形式の文明が代表されるよう考慮される。

2 委員会の委員は、締約国が推薦したものの名簿から無記名投票で選出される。各締約国は、その国民のなかから一名を推薦することができ。

3 最初の選挙は、この条約発効の日から六カ月後に行われるものとする。各選挙期日の少なくとも三カ月前に、国際連合事務総長は、締約国に文書をもつて、二カ月以内に推薦者名を提出するよう要請する。事務総長は、推薦した締約国を明記して、アルファベット順に推薦された者全員の名簿を作成し、締約国に提出するものとする。

4 委員会の委員の選挙は、国連本部において、事務総長が招集した締約国の会合で行われる。この会合は、締約国の三分の二の出

席をもつて定足数とする。委員会の委員に選出されるものは、出席して投票を行う締約国の代表の投票数の最多数で、かつ過半数の票を得たものとする。

5 委員会の委員の任期は四年とする。しかしながら、最初の選挙時に選出された委員のなかの九名の任期は二年で終了するものとする。この九名の氏名は第一回の選挙直後に委員会の議長によって抽選によって選ばれるものとする。

6 委員会に追加される五委員の選挙は、本条の第二項、三項、四項の規定に従つて、第三五番目の批准または加入がなされた時点に行われるものとする。追加された委員のうち二名の委員の任期は二年で終了するものとし、これら二名の委員の氏名は、委員会議長により抽選で選ばれる。

7 予期せざる空席を満たすために、委員としての任務を停止した専門家の所属する締約国は、委員会の承認を条件として、その国民のなかから他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、総会の承認を経て、委員会の責任の重要性を考慮して、総会の定める額と条件にもつき、国際連合の財源か

ら報酬を受けるものとする。

9 国際連合事務総長は、この条約のもとで、委員会がその機能を効果的に發揮するために必要な職員と施設を提供する。

第一八条 1 締約国は、この条約の規定を実施するために自国が採用した立法上、司法上、行政上およびその他の措置、ならびにこれに関する進捗状況の報告を、委員会の検討に付するため、事務総長に提出する義務を負う。

(a) 当該国にとって条約が効力を発してから一年以内。

(b) その後は少なくとも四年ごとに提出し、また委員会の要請があれば、そのつど提出する。

2 同報告は、この条約のもとにおける義務の遂行度に影響を及ぼす諸要因および問題点を指摘することができる。

第一九条 1 委員会は独自の手続き規則を採用する。

2 委員会は任期二年の役員を選出する。

第二〇条 1 委員会は、この条約の第一八条に従つて提出された報告書を審議するた

め、年に二週間を超えない期間、会合するものとする。

2 委員会の会合は、通常国際連合本部で、または委員会の定める他の適当な場所で開催される。

第二一条 1 委員会は、経済社会理事会を通じて、毎年国際連合に、その活動についての報告し、締約国から受けとつた報告と情報

の検討にもついで、提案および一般的勧告をすることができ。このような提案と勧告は、締約国からの注釈があつた場合、ともに委員会の報告にふくめるものとする。

2 事務総長は、委員会の報告を婦人の地位委員会に情報として提供する。

第二二条 専門機関は、その活動の範囲内に属する本条約の条項の実施に関する審議に、代表を出す権限を有するものとする。委員会は、専門機関に、同機関の活動範囲内での条約の実施状況についての報告を要請することができる。

## 第六部

第二三条 この条約は、男女平等の達成をより推進する下記のいかなる規定にもなら



(a) 締約国の国内法。または

(b) その締約国にとって、効力のあるあらゆる国際条約、協定または協約。

**第二四条** 締約国は、この条約で認められた諸権利の完全な実現を目的とする、必要なあらゆる措置を国内的にとらなければならない。

**第二五条** 1 この条約は署名のため、すべての国に開放される。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指名される。

3 この条約は批准を必要とする。批准書は国際連合事務総長に寄託される。

4 この条約は、すべての国に対して、加入のために開放される。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することにより効力を発する。

**第二六条** 1 この条約の改正のための要請は、いずれの締約国によっても文書による通告をもって、随時行うことができる。

2 国際連合総会は、このような要請について、なんらかの措置がとられるのであれば、それを決定するものとする。

**第二七条** 1 この条約は、事務総長に二

〇番目に寄託される批准書または加入書が寄託された日から三〇日目に効力を生じる。

2 二〇番目の批准書または加入書が寄託された後に、批准または加入する国については、その批准書もしくは加入書の寄託の日から三〇日後にこの条約は効力を発するものとする。

**第二八条** 1 国際連合事務総長は、この条約のすべての締約国に対し、批准または加入時になされた留保のテキストを受理し、それを配布しなければならない。

2 この条約の目的および趣旨とあいれない留保は認められない。

3 留保の撤回は、国際連合事務総長あてにその趣旨を通告することにより、いつでも行うことができる。事務総長は、それをすべての国に通知しなければならない。この通告は、それが受理された日から効力を発する。

**第二九条** 1 この条約の解釈もしくは適用に関し、二カ国またはそれ以上の締約国に紛争が生じ、交渉によっても解決しないときは、当事国の一方の要求によって、仲裁に付するものとする。もし仲裁を要請した日から

六カ月以内に、当事国が仲裁機関に同意することができない場合は、当事国のいずれか一方は、国際司法裁判所の規定に従って、この紛争を同裁判所に付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名または批准、または加入時に、本条第一項によって拘束されないことを宣言することができる。そのような留保を行ったいかなる締約国に対しても、他のいずれの締約国も、本条第一項によって拘束されないものとする。

3 本条第二項に従って留保を行った締約国は、いかなるときでも、国際連合事務総長に通告することによって、その留保を撤回することができる。

**第三〇条** この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語およびスペイン語による本文をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託される。

(日本婦人団体連合会訳)



女性史に関する文献

林 恒 子

前回にならってここ五、六年の女性史の動向をみると、歴史評論文、道外の地方女性史の出版は一九七七年を頂点に少し低迷しているようである。しかし聞書の方法や対象は次第に深まり広がっているし、村上信彦の論文が岩波「日本歴史」にのせられたことは、いわゆるアカデミズムの一角に女性史が座を占めたという点で画期的であるろうし、又関民子のような緻密な学問的方法による女性史の著作が生まれたことも、記念すべきことといえよう。

道内の各女性史研究会の特徴については、「北海道歴史教室」のまとめを参照されたい。

「図説人物日本の女性史 12巻」小学館、「人物日本の女性史 12巻」集英社、「近代日本の女性史 12巻」同、「人物近代女性史 8巻」講談社など編集方針の似たものがある。刊行されているが、次の機会に論評

したい。また雑誌論文については、紙面の関係上『歴史評論』の三月号特集に限定した。これについても次の機会に掲載したい。

一、雑誌論文

『歴史評論』歴史科学協議会

① 三二三号(七七、三)

- 。岩井サチ子他「丸岡秀子」
- 。野辺地清江「巖本善治の『女学思想』」
- 。今中保子「昭和初期婦人参政権運動の形成とその展開」
- 。桜井絹江「評議会婦人部の活動について(中) 婦人部論争」
- 。児玉勝子「平民社の婦人たちによる治安警察法改正請願運動について」
- 。奥野中彦「平安時代の女性像について」

。柳田節子「趙翼と女性史」

。木村英亮「ソヴェト中央アジアにおける婦人解放」

。橋本紀子「婦人研究者の地位は何故低いか」

。早川紀代「第二回婦人研究者の地位に関するシンポジウム報告」

② 三三五号（七八、三）

。菅谷直子他「山川菊栄氏に聞く」

。折井美那子「山川菊栄研究ノート」

。西村汎子「『今昔物語』における婚姻形態と婚姻関係」

。脇田晴子「古代中世日本女性史覚書」

。中島邦「近代日本の女子教育史をめぐって」

。高橋三枝子「私のきき書き考」

。愛媛女性史サークル「歴史をつくり、学び、記録した二三年」

。女性史サークル、研究会、報告書紹介

③ 三四七号（七九、三）

。児玉勝子他「市川房枝氏に聞く」

。石原通子「ブリフォア『母たち』をめぐって  
民法学者中川善之助・青山道夫の所説」

。明石一紀「日本古代家族研究序説」

。林玲子「近世商家女性の生活」

。布施晶子「戦前の労働者家族の状態（上）  
既婚婦人の就業を中心に」

。阿部玲子「足尾鉍毒問題と潮田千勢子」

。「聞き書きの方法について 山本茂実氏に聞く」

④ 三五九号（八〇、三）

。西川正雄「『婦人論』とアウグスト・ペーベル」

。伊藤忠士「『ええじゃないか』騒動における女性」

。米田佐代子「女性史の学び方」

。岩井サチ子他「山家和子氏に聞く（1）」

。佐治恵美子「奥むめおと無産家庭婦人」

。布村一夫「籍帳における離婚と再婚」

。谷口やすよ「漢代の『太后臨朝』」

。佐藤共子「イギリスにおける女性史研究の動向」

。末次玲子「中国における女性史研究の動向」

。石月静恵「第三回婦人研究者問題全国シンポジウムについて」

。永原和子「三瓶孝子氏を偲ぶ」

二、資料、研究書など

- ⑤ 「総評婦人二十五年の歴史」 総評 七六
- ⑥ 退職婦人教職員全国連絡協議会「美しき生涯を 退  
婦協十年のあゆみ」 労働教育センター 七六
- ⑦ 「日教組婦人部三十年史」 労働教育センター  
七七
- ⑧ 山高しげり「母子福祉四十年」 翔文社 七七
- ⑨ 婦団連「婦人のあゆみ百年」 大月書店 七八
- ⑩ 「労働婦人 日本総同盟婦人部機関誌」 全五巻  
法政大学出版局 七九
- ⑪ 「友愛婦人 友愛会婦人部機関誌」 全三巻 法政  
大学出版局 八〇
- ⑫ 「婦人戦旗・働く婦人」 戦旗復刻版刊行会 八〇  
(⑩) (⑫)は復刻版)
- ⑬ 国立国会図書館「婦人問題文献目録 図書・明治期」  
紀伊国屋書店 八〇
- ⑭ 「日本婦人問題資料集成 第十巻 近代日本婦人問  
題年表」 ドメス出版 八〇  
(一八六八〜一九七五年を収録)
- ⑮ 丸岡秀子「日本農村婦人問題」 ドメス出版 八〇
- ⑯ 帯刀貞代「日本労働婦人問題」 ドメス出版 八〇
- ⑰ 高群逸枝「大日本女性人名辞書」 新人物往来社  
八〇
- (⑮) (⑰)は復刻版)
- ⑱ 角田文衛「日本の女性名」 教育社 八〇
- ⑲ 関民子「江戸後期の女性たち」 亜紀書房 八〇
- ⑳ 近代女性史研究会「女たちの近代」 柏書房 七八  
(「初期愛国婦人会論」「派出看護婦の歩み」など  
力作である)
- ㉑ 岩井サチ子他「『生活貧困』と婦人労働・児童問題」  
東京歴史研「転換期の歴史学」所収 七九
- ㉒ 村上信彦「婦人問題と婦人解放運動」 岩波  
「日本歴史18 近代5」所収 七五
- ㉓ 村上信彦「日本の婦人問題」 岩波書店 七八
- ㉔ 志賀匡「日本女子教育史」 琵琶書房 七七  
(前近代の叙述が大半)
- ㉕ 村田鈴子「わが国女子高等教育成立過程の研究」  
風間書房 八〇
- ㉖ 千野陽一「近代日本婦人教育史 体制内婦人団体の  
形成過程を中心に」 ドメス出版 七九

- ②7 加納実紀代「女性と天皇制」 思想の科学社 七九
- 三、伝記(自伝、評伝、聞書)
- ②8 山口玲子「泣いて愛する姉妹に告ぐ 古在紫琴の生涯」 草土文化 七七
- ②9 赤松常子顕彰会「雑草のようにたくましく」 ゼンセン同盟 七七
- ③0 山崎朋子「あめゆきさんの歌」 文芸春秋社 七八  
(評論家山田わかの生涯)
- ③1 渋谷黎子「この風の音を聞かないか」 家の光協会 七八  
(地主の娘から日農婦人部の働き手へ)
- ③2 村上信彦「高群逸枝と柳田国男」 大和書房 七七
- ③3 河野信子他「高群逸枝論集」 JCA出版 七九
- ③4 田中寿美子「自立する女性へ 私の生涯から」 国土社 七九
- ③5 山川菊栄「二十世紀をあゆむ」 大和書房 七八
- ③6 外崎光広「山川菊栄の航跡」 ドメス出版 七九
- ③7 市川房枝「だいきんの花」 新宿書房 七九
- ③8 羽仁説子「妻のこころ」 岩波書店 七九
- ③9 近藤とし子「根のいとなみ」 草土文化 七九
- (工場給食栄養士 農村生活改善員)
- ④0 高井としを「わたしの『女工哀史』」 草土文化 八〇
- ④1 池田理代子他「わたしの少女時代」 岩波書店 七九
- ④2 赤松俊子「女絵かきの誕生」 朝日新聞社 七七
- ④3 「近代日本女性史への証言」 ドメス出版  
(歴評所収の山川、市川、丸岡、帯刀) 七九
- ④4 山口玲子「とくと我を見たまえ 若松賊子の生涯」 新潮社 八〇
- ④5 川島みどり他「女の自立」 勁草書房 八〇  
(看護婦、保健婦、養護教諭の語り)
- ④6 帯刀貞代「ある遍歴の自叙伝」 草土文化 八〇
- ④7 鈴木裕子他「たたかいに生きて 戦前婦人労働運動への証言」 ドメス出版 八〇
- ④8 同「運動にかけた女たち 戦前婦人運動への証言」 ドメス出版 八〇
- ④9 江刺昭子「覚めよ女たち 赤欄会の人びと」 大月書店 八〇
- ⑤0 尾形明子「女人芸術の世界 長谷川時雨とその周辺」

ドメス出版 八〇

⑤① 「長谷川テル作品集」 亜紀書房

⑤② 榎田フキ「たくさんの足音」 草土文化

⑤③ 沢地久枝「昭和史のおんな」 文芸春秋社 八〇

(翻訳家榎本セツなど)

#### 四、地方の女性史

##### (1) 北海道

⑤④ 高橋三枝子「北海道の女たち」 北海道女性史研究会

会 七六

⑤⑤ 高橋三枝子「小作争議のなかの女たち」 ドメス出

版 七八

(「蜂須賀の女たち」の補筆)

⑤⑥ 関矢マリ子「のっぽろ日記」 北海道女性史研究会

七七

⑤⑦ 田中初子「蜂須賀の土に生きて」

空知の民衆史を語る会「民衆の歴史に光を」所収

七八

⑤⑧ 比志道子他「炭鉱婦人の生活と労働史」

夕張働く者の歴史を記録する会「炭鉱に生きる」

所収 七九

⑤⑨ 新日本婦人の会北海道本部「じゃがいもの花 母が

子に語りつく戦争体験記」 七九

⑤⑩ 新日本婦人の会室蘭支部「日鋼斗争」 七九

⑤⑪ 山崎英雄「花冠 新田八重伝」 電通

(本道初の女性電信士) 七九

⑤⑫ 合田一道「流水の海に女工節が聴える」 新潮社

八〇

⑤⑬ 『北海道女性史研究』 北海道女性史研究会

十号(七六、七) 特集 差別

。太田伸子「王子争議と私たち(下)」他

十一号(七七、六)

。駒井秀子「六七才の青春」

(筆者は以後助産婦の聞書に取組む)

。宮崎二三子「花に生きる玉井宗影さん」

(筆者は以後華道教授の聞書に取組む)

。人見和「聞き書きの中の歴史」他

(「北海道の女たち」批判) 十二号(七八、一)

。早田リツ子「野の女性史をめざして」他

十三号(七八、八)

。斉藤節子「御所びなに見るわが家の歴史」他

十四号(七九、五)

。田中初子「封建的な時代の母と姉のお産」他

十五号(八〇、二) 特集 戦争

。岸伸子「太平洋戦争下の婦人労働 王子製紙苦小

牧工場に働く婦人の場合」他

64 『北見の女』 北見女性史研究会

三号(七六、七)

。中島知子「とん田兵の妻 妻鳥幸衛さん」

。大野勝美「戦後開拓の周辺」他

四号(七八、一)

特集1 満州に生きた日本人

特集2 北海道戦後開拓の人々

65 『オホーツクの女たち』 オホーツク女性史研究会

創刊号(七六、七)

。あばしりの地に生きて 中山ハナさん

。ある婦人の生活記録 オロッコ・アイ子さん他

二号(七七、七)

。漁場に生活を求める 木村ナミさん他

三号(七八、七) 働く女性

。息つくひまもなく働いて働く者の権利に目ざめる

西谷ハルさん他(四号(七九、七) 働く女性

。苦難多ければ我が心ふるいたち 中川イセさん他

(女性市議七期)

66 『道南女性史研究』 道南女性史研究会

創刊号(七七、七)

。近藤弘子「北方婦人新聞一年十カ月」

。村元成子「教員そして女店員監督 長山孝さん」

他(二号(七八、九)

。村元成子「商家の女 金森洋物雑貨店 渡辺寿栄

さん」他(三号(八〇、一)

。伊原祐子「女性写真師の草分けとして 小田島安

佐さん」他

特集 函館の髪結

67 『コスモス』 帯広・十勝女性史研究会

創刊号(七九、十一)

。青柳ことよ「帯広の孵化場に生きて」他

68 『北海道歴史教室』 北海道歴史教育者協議会

一二〇号(七六、十)

一二四号(七七、十一)

一二八号(七八、十一)

一三二号 (七九、十一)

一三六号 (八〇、九)

。『女性の歴史』分科会報告

一三五号 (八〇、六)

。林恒子「北海道の女性史研究の現状」

(回) 道 外

③ 女性史サークル「愛媛の婦人戦後三〇年の歩み」

七六

⑦ 武田明「四国おんな聞書」

未来社

七六

⑧ 古庄ゆき子「豊後おんな土工」

ドメス出版

七九

五、世界の女性史

⑦ 「女として人類学者として マーガレット・ミード

自伝」 平凡社 七五

⑧ 仁木ふみ子「女性は夫の半分を支える 宋慶齡選集

に学ぶ」 ドメス出版 七六

⑨ 小野和子「中国女性史 太平天国から現代まで」

平凡社 七八

⑩ 大林太良他「世界の女性史」 評論社 七五〜七七

1 神話 2 未開 3 古代 (ギリシャ・ローマ)

4・5 フランス 6・7 イギリス 8 イタリア

9・10 アメリカ 11・12 ロシア・東欧  
アフリカ 15 インド 16・17 中国 18・19 日本

(巻別構成に見えるように欧米に偏り、さらにド

イツ・北欧を欠いてマルクス主義的ないし母権主義

的婦人論・婦人運動を無視した編集であるが、イギ

リス・アメリカの参政権運動、フランス・イタリア

の婚姻法、イスラム社会の女性の地位、旧中国の女

流詩人の叙述等は有益である)

⑩ 深谷昌志他「世界教育史大系 34 女子教育史」

講談社 七七



## 二、婦人問題に関する文献 (主なもの一七九・八〇年を中心に)

加藤 喜久子

(a) 雑誌文献(雑誌別)

① 『労働運動』(一五九号、七九・三) 新日本出版社

特集、男女平等の実現めざして

『同』(一六五号、七九・九)

資料「雇用における男女平等の機会、権利の保障に関する法律(仮称)の制定、母性保護拡充のための労働基準法の一部改正」

『同』(一六七号、七九・一一)

特集、もりあがる男女平等実現のたたかい

『同』(一六九号、八〇・一)

特集、日本と世界の婦人労働者

② 『世界政治—論評と資料』(五七三号、八〇・五下)

旬) 日本共産党中央委員会

資料「婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」

③ 『季刊・労働法』(一〇八号、七八・夏) 総合労働

研究所

高橋展子・藤本武『婦人労働者の「保護と平等」——

諸外国の実情と男女差別撤廃への視点』(特別対談)

『同』(一一一号、七九・春)

特集、女子労働と雇用上の男女平等

『同』(一一八号、八〇・冬)

特集、働く婦人と男女差別

沼田稻次郎「雇用における男女平等」

大脇雅子「世界婦人会議・婦人差別撤廃条約の意義」

布施晶子「女性の自立と家事・育児」

中島通子「差別の実態と男女平等法」

水野朝夫「男女間賃金格差の実態分析」

高橋久子「男女平等施策の当面する課題」

島田信義「男女差別をめぐる労働法上の争点」

『同・別冊』(第七号)「現代の社会問題」

直井道子「女性の問題」(八〇・一二)

④ 『労働時報』(労働省編)(七九・一)

特集、日米婦人労働事情の比較考察

『同』(七九・一〇)

特集、婦人労働旬間

『同』(八〇・四)

特集、婦人週間

高橋展子・森山真弓・高橋久子「80年代は女性の時代」

(てい談)

『同』(八〇・一〇)

特集、婦人労働旬間

東浦めい・青柳武・柴田知子・佐藤ギン子「国際婦人

会議に出席して」(座談会)

⑤ 『月刊・労働問題』(七九・八) 日本評論社

土屋洋「女性労働者の保護と平等」

『同・増刊号』(八〇・五)

柴山恵美子・大脇雅子「女子に関する基本的問題」

(労基研報告評注)

⑥ 『労働法律旬報』(九六七・九六八合併号、七九・

一) 労働旬報社

「婦人労働―保護と差別と平等と―労働基準法研究会  
報告書をどうみるか(識者の見解)」

⑦ 『ジュリスト』(六八三号、七九・二・一、有斐閣)

「婦人労働法制の今後の課題」(座談会)

『同』(七二一号、八〇・七・一五)

加藤一郎「相続法の改正(上)」

『同』(七二三号、八〇・九・二)

加藤一郎「相続法の改正(下)」

『同』(七二五号、八〇・一〇・一)

(男女平等の新展開)

加藤一郎・久保田きぬ子他「国連婦人の十年中間年世

界会議」(座談会)

⑧ 『日本労働協会雑誌』(二四六号、七九・九)

日本労働協会

西川俊作・樋口美雄「女子就業をきめるもの」

『同』(二五九号、八〇・一〇)

藤田たき「女性に対するあらゆる形態の差別撤廃に

関する条約」の批准を」(提言)

⑨ 『婦人通信』(二二六号、七九臨時)

日本婦人団体連合会

特集、79年国際婦人デー／男女平等と労基法改悪

『同』(二三三号、七九・八)

特集、共働き 女の場合、男の場合

『同』(二三四号、七九・九)

特集、女にとっての老後

『同』(二三八号、八〇・一)

女性講座 — 婦人論(伊藤セツ)。親族・相統法(

井田恵子・樋口幸子。金住典子)(連載)

『同』(二三九号、八〇臨時)

特集、国際婦人デー70周年／男女平等法をめぐる各国

のうごき

『同』(二四〇号、八〇・二)

特集、「身の上相談」にみる婦人の意識 日本・西ド

イツ・ソビエト

『同』(二四三号、八〇・五)

特集、離婚と子ども

『同』(二四四号、八〇・六)

特集、戦後35年、婦人の生活と意識

『同』(二四五号、八〇・七)

特集、揺れる家庭、家族とは

『同』(二四六号、八〇・八)

特集、戦後35年・母親運動の原点

『同』(二四七号、八〇・九)

特集、戦後35年・世界の潮流と婦人差別撤廃条約

『同』(二四八号、八〇・一〇)

特集、戦後35年・世界の婦人運動の到達点

『同』(二五〇号、八〇・一二)

特集、戦後35年・現代の社会意識と婦人問題

(b) 単行本

(辞典・資料)

① 婦人問題辞典刊行委員会編『婦人問題辞典』、学習

の友社(八〇・九)

② 樋口恵子監修『婦人問題ハンドブック』、創元社(

七八・四)

③ 将来構想研究会編『図説 女の現在と未来』、亜紀

書房(七九・九)

(婦人運動)

④ 川口知子・小山伊基子・伊藤セツ『国際婦人デーの

歴史』、校倉書房(八〇)

(労働問題・労働法)

労働基準法研究会報告の批判と運動の手引き」、同

⑤ 黒川・嶋津・犬丸編『講座 現代の婦人労働』、労働旬報社(七九)

会議(七九・五)

⑥ 広田寿子『現代女子労働の研究』、労働教育センター(七九・九)

⑮ 労働教育センター編『保護と平等—労基研「報告」を衝く—』、同センター(七九・三)

⑦ 帯刀貞代『日本労働婦人問題』、ドメス出版(八〇・七)

(女性解放・女性論)

⑧ 天野正子・神田道子他『女性人材論』、有斐閣(八〇・七)

⑯ 水田珠枝『女性解放思想史』、筑摩書房(七九・二)

⑨ 金森トシエ・岡田政子『女の就職—キャリアウーマンへの出発』、亜紀書房(七九・九)

⑰ ウルステンクラフト／白井訳『女性の権利の擁護』未来社(八〇)

⑩ 島田信義『婦人労働法論—課題と展開』、労働旬報社(七九)

⑱ エリ・ザレツキ／加地永都子『資本主義・家族・個人主義』、亜紀書房(八〇・一二)

⑪ 教育労働運動研究会編『婦人のための教職員組合読本』、学習の友社(八〇)

⑲ マドレーヌ・ヴァンサン／黒川俊雄監修／北原靖子訳『女性はどこくらい自由カーフランスの婦人の現状とその解放』、新日本出版社(七九・一)

⑫ 川口知子『わたしたちの男女平等法』、評論社(八〇)

⑳ ベティ・フリーダン／渥美育子訳『女の新世界へ—上』、ジャパン・パブリッシャーズ(七九・二)(アメリカの女性解放運動)

⑬ 労務事情編集部『労基法改正問題と女子保護』、産業労働研究所(七九)

㉑ 深尾凱子『歩きだした女たち』、E L E C 出版(七八・一〇)(七七年秋全米女性会議)

⑭ 日本婦人中央本部編『はたらく権利と母性の権利—

⑳ 渥美育子『女性文化の創造へ』、E L E C 出版(七八・一二)

- ②③ モード・ヘッグ他／柳沢由美子訳『スウェーデン・女性解放の手引き』、家政教育社（七九・五）
- ②④ 松原順子『女の論理』、サイマル出版会（八〇）
- ②⑤ 樋口恵子『たった一度の女の人生―待つ女から行動する女へ―』、海竜社（七九・三）
- ②⑥ 菅原真理子『女性は消費者のみにあらず』、サイマル出版（八〇）
- ②⑦ 井上輝子『女性学とその周辺』、勁草書房（八〇・九）
- ②⑧ 伊藤雅子『いどばた考現学』、未来社（七八・二）
- ②⑨ 伊藤雅子『女の現在―育児から老後へ』、未来社（七八・一二）
- ③⑩ 樋口恵子『あしたの女たち』、学陽書房（七七・一）
- 一）（女の生きがい・働きがい）
- ③⑪ 島田とみ子『女の老後を考える』 時事通信社
- ③⑫ 吉開那津子『人生について』、青木書店（八一・二）
- （女の愛と自立）
- ③⑬ 丸岡秀子『女のいい分』、日本経済評論社（八一・一）
- （教育）
- ③⑭ 千野陽一『近代日本婦人教育史』、ドメス出版
- ③⑮ 男女共修をすすめる会『家庭科なせ女だけ』、ドメス出版（七七）
- （性・愛・結婚）
- ③⑯ アリス・ジュヴァルツァー／寺崎あき子訳『性の深層―小さな相違と大きな結果―』、亜紀書房（七九・六）
- ③⑰ エレノア・E・マッコビィ編／青木やよひ他訳『性差―その起源と役割―』、家政教育社（七九・六）
- ③⑱ ジャン・マネー／パトリシア・タッカー／朝山新一他訳『性の署名』、人文書院（七九・一二）
- ③⑲ 丸山友岐子『わが愛と性の履歴書』、社会評論社（七九・五）
- ④⑰ 大井正『性と結婚のきしみ』、福村出版（八〇・一〇）
- ④⑱ 駒沢喜美『妻たちの復讐―離婚から結婚を考える』 すすさわ書店（八〇・一一）
- ④⑳ 小檜山博『離婚記―荒野へ出ていく女たち』、作品社（八〇・一二）
- （子育て）

④⑤ 木村栄『母性をひらく』、汐文社(八〇・四)(子  
とともに歩む自立への道)

④ わいふ『親と子、母親たちの自分』、青娥書房

④⑤ とちぎ保育研究会『「婦人の自立と子育て」考』、

明治図書(八〇・七)

④⑥ 国立市公民館保育室運営会議編『子どもをあずける』

未来社(七九・五)

④⑦ R・シデル／石垣恵美子訳『中国の女性と保育』、

誠信書房(八〇)

(歴史のなかの女性と現代の女性たち)

④⑧ A・ドウコー／山方達雄訳『目覚める女たち』、大

修館書店(八〇)(フランス女性の歴史)

④⑨ 吉川裕子『アメリカン・ウーマン』、講談社(七九

・三)

⑤① 秋島百合子『イギリスの女性たち—ロンドンからの

レポート』、サイマル出版会(七九・五)

⑤② 鴨川和子『ソ連の女たち』、すずさわ書店(八〇・

七)

⑤③ マリアマ・バー／中島弘二訳『かくも長き手紙』、

講談社(八一・一)(イスラム社会の女性)

⑤④ もろさわようこ編・解説『ドキュメント女の百年』  
(全六巻)、平凡社(七八・七九)

⑤⑤ 川田文子『つい昨日の女たち』、冬樹社(七九・三)

⑤⑥ 森崎和江『産小屋日記』、三一書房(七九・三)

⑤⑦ 瀬川清子『女の民俗誌』、東京書籍(八〇)

⑤⑧ 永畑道子『野の女』、新評論(八〇・七)(明治女

性生活史)

⑤⑨ 村上信彦『近代史の女』、大和書房(八〇・一二)

⑤⑩ 小林初枝『おんな三代—関東の被差別部落のくらし

から』(朝日選書一七三)、朝日新聞社(八一)

⑤⑪ 沖藤典子『女が職場を去る日』、新潮社(七九・三)

⑤⑫ 塩沢美代子『ひたむきに生きて』、創元社(八〇)

⑤⑬ 高橋展子『ジュネーヴ日記』、日本労働協会(八〇)

(女性の心と体に関する本)

⑤⑭ 保崎秀夫『女性の精神衛生』、弘文堂(八〇・六)

⑤⑮ ダイヤグラム・グループ編／池上千寿子・根岸悦子

訳『ウーマンズ ボディ』、鎌倉書房(八〇・九)

(白書)

⑤⑯ 全道保育団体合同研究会実行委員会編『北海道の

保育白書(一九七九年度版)』

⑥⑦ 日本婦人団体連合会編『婦人白書（一九七九年  
版）』『同（一九八〇年版）』 草土文化

## VI 「前進する婦人」バックナンバーの紹介

一九六八年第二号

I 婦人運動の歴史と理論

II 現代の「婦人像」―批判と創造(一)―

III 雑感

一九七〇年第四号

I 婦人運動の歴史と理論

II 現代の「婦人像」―批判と創造(二)―

III 書評と文献紹介

一九七三年第七号

I 中教審答申と婦人

II 婦人のたたかい

III 特別寄稿

IV 最近の婦人論をめぐる潮流

V 婦人問題に関する資料

一九七四年第八号

一、婦人解放と婦人の労働

二、勤労婦人福祉法について考える

三、育児休暇法案について

四、乳児の発達権と育児休暇

五、中教審体制下の教師

六、中教審答申と大学院

―婦人院生の位置付けを中心として―

一九七五年第九号

I 特別寄稿 最近の婦人論をめぐる雑感

II 中教審体制下の女子教育

III 北海道の婦人のたたかい

IV 婦人問題に関する文献

一九七七年第十一号

I 特集 雇用差別

一、婦人をめぐる雇用差別

二、新規学卒者の就職をめぐる



三、首切り解雇の攻撃とたたかい

四、保育所問題のあらたな段階

Ⅱ 特別寄稿 一九三四年の「ファシズムに反対する国際婦人会議」(パリ)について

Ⅲ 婦人問題に関する文献—一九七四—七六

一九七八年第十二号

Ⅰ 特集 国際婦人年世界・国内行動計画をめぐって

一、国際婦人年「世界行動計画」の特徴

二、国際婦人年「国内行動計画」について考える

三、「婦人の地位と福祉の向上」—北海道開発計画素案を読んて

Ⅱ 北海道の働く女たち(一)

Ⅲ 旧会員からの便り

一九七九年第十三号

Ⅰ 特集 労働基準法研究会報告をめぐって

「保護」ぬき「平等」論

Ⅰ 労基法研究会報告の問題点—

Ⅱ 特集 「改正」案と私たち

一、婦人労働者の声

二、「改正」案に対するアンケート調査

三、労基法「改悪」反対斗争の取り組み(一)

「前進する婦人」の残部あります。御希望の方は御連絡ください。なお、第九号までは四〇〇円、それ以降は五〇〇円です。

定期購読御希望の方は、氏名、送り先住所を御銘記の上、紙代を添えてお申し込み下さい。

御送金は振替で次のようにお願いします

小樽 21733 (振替番号)

札幌婦人問題研究会

なお、若干の活動費等の御援助をいただければ幸いです。

あとがき

投稿していただいた会員の皆様、お忙しいなか、御苦  
勞様でした。

三月八日の国際婦人デーまでになんとか刊行できるこ  
とになりました。

昨年は「国連婦人の10年」の中間年にあたり、丁度、  
折り返し地点を通過したところといえるでしょう。現在、  
国内では、国連で採択された「婦人に対するあらゆる形  
態の差別撤廃条約」の批准と「男女平等法」の確立をめ  
ざして、運動がすすめられています。「男女平等」が、  
まともに議論されるころまで、ようやく到達したとい  
うおもしろい強弱があります。

今回は、北大の女子大学院生の実態の一端が報告され  
ています。就職や結婚などに障害や不安を感じながらも  
研究を続けていこうとする若手婦人研究者の姿がうきば  
りにされています。いずれまた、この誌上に、まとまっ  
たものが報告されることと思います。

この調査を実施したのは発足まもない「北大女子院生  
の会」ですが、女子院生の連帯の和をひろげ、今後、よ  
り一層、発展していくことを期待してやみません。

前進する婦人 14号

発行者 札幌婦人問題研究会  
印刷者 北大生協プリント部  
発行日 一九八一年三月七日

札幌婦人問題研究会の事務局は左記です。職場  
や地域の実態、たたかいの記録など御連絡下さ  
い。

062 札幌市豊平区美園12の8

布施晶子方

札幌婦人問題研究会

(〇一一一八二二一九三二)